

永平寺キャンパス 経済学部棟 エレベータ更新工事

図面番号	図面名称
EV-01	機械設備工事特記仕様書1
EV-02	機械設備工事特記仕様書2
EV-03	配置図・付近見取図
EV-04	各階平面図
EV-05	昇降機仕様書
EV-06	昇降路平面図、仕様書
EV-07	昇降路断面図、出入口姿図
EV-08	既設昇降機撤去図

図面番号	図面名称
E-01	電気設備工事特記仕様書1
E-02	電気設備工事特記仕様書2
E-03	電気設備工事 配置図・付近見取図
E-04	幹線コンセント設備 1・10・PH階平面図（現況）
E-05	幹線コンセント設備 1・10・PH階平面図（更新後）
E-06	弱電設備 系統図
E-07	弱電設備 1・3・6・9・10・PH階平面図（現況）
E-08	弱電設備 1・3・6・9・10・PH階平面図（更新後）
E-09	火災報知設備 系統図（参考）
E-10	火災報知設備 1・10・PH階平面図（参考）

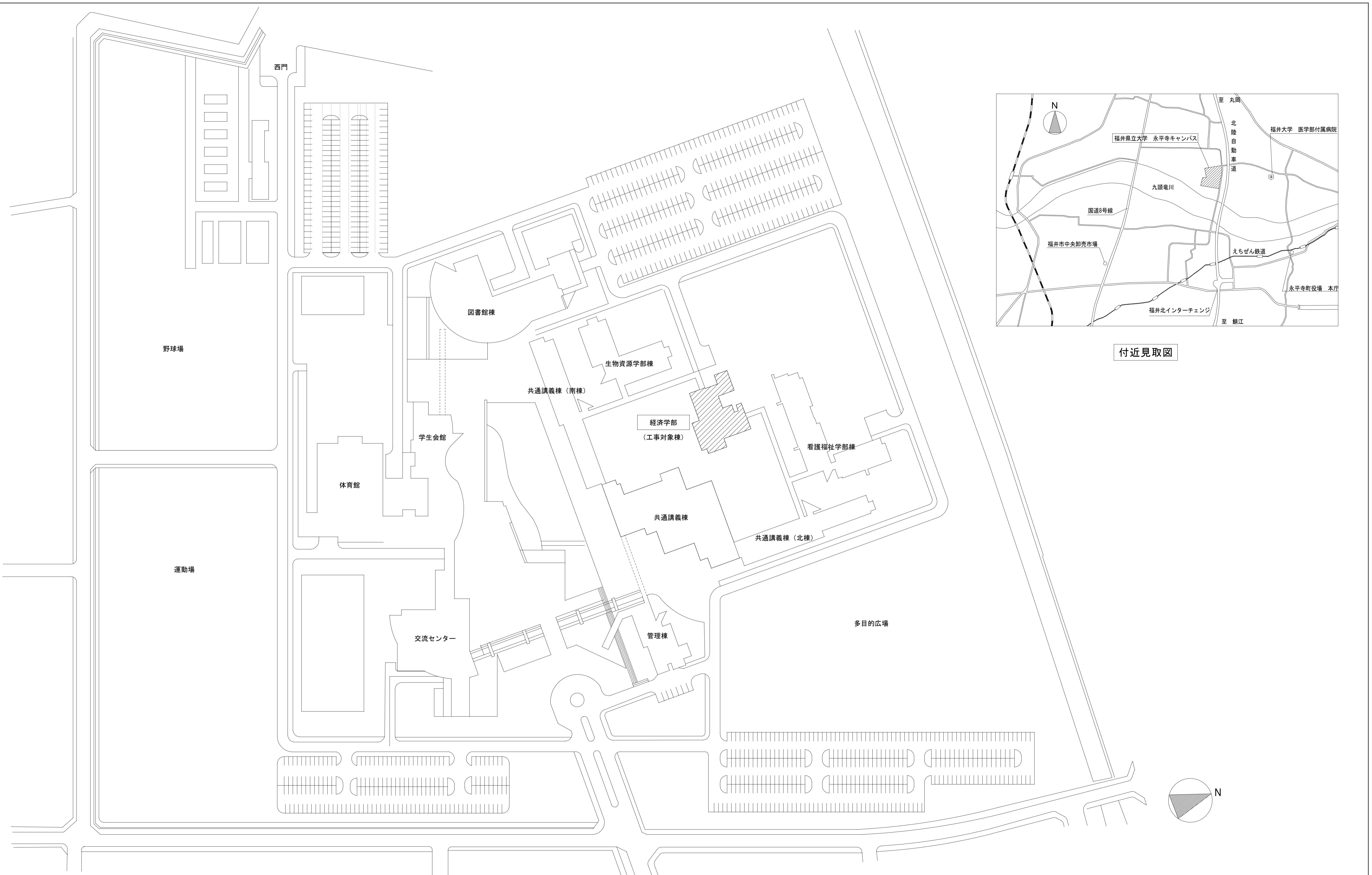
機械設備工事特記仕様書

(R 2.4改訂)

機械設備工事特記仕様書						
I. 工事概要						
1. 工事場所 福井県永平寺町松岡兼定島地係						
棟名称	構造	階数	延べ面積 (m ²)	消防法施行令別表第一	建築基準法別表第一の用途	備考
A : 経済学部棟	S	10	5182.57	7 項	学校	
B :						
C :						
D :						
3. 工事種目 (●印を付けたものを適用し、各一式とする)						
棟別および屋外		適用区分				
工事種目	A	B	C	D	屋外	
空気調和設備	○	○	○	○		
換気設備	○	○	○	○		
排煙設備	○	○	○	○		
自動制御設備	○	○	○	○		
衛生器具設備	○	○	○	○		
給水設備	○	○	○	○	○	
排水設備	○	○	○	○	○	
給湯設備	○	○	○	○		
消火設備	○	○	○	○	○	
ガス設備	○	○	○	○	○	
浄化設備	○	○	○	○	○	
昇降機設備	●	○	○	○		
撤去工事	●	○	○	○	○	
4. 別契約の関連工事						
○建築関係工事	○電気関係工事	○給排水関係工事	○空調関係工事			
○その他工事 ()						
5. 工期						
別に示す公告等による。 (但し、下記に指定する部分の工事については令和 年 月 日完成) 指定部分						
II. 工事仕様						
1. 共通仕様						
1) 現場説明書、特記仕様書、設計図面に記載がない事項は、国土交通省大臣官房官府営繕部の仕様書等による。 「公共建築工事標準仕様書(機械設備工事編)」(平成31年版)」(以下、「標準仕様書」という。) 「公共建築改修工事標準仕様書(機械設備工事編)」(平成31年版)」(以下、「改修標準仕様書」という。) 「公共建築設備工事標準規格(機械設備工事編)」(平成31年版)」(以下、「標準図」という。) 2) 工事種目に電気設備工事を含む場合、その仕様は当該図面による。 3) 設計変更の対象事項および手続きならびに工事一時中止に係る手続き等は、「工事請負契約におけるガイドライン(総合版)」(福井県土木部)による。						
2. 特記仕様						
1) 項目および特記事項は、※、●印のついたものを本工事に適用する。ただし、●印のない場合は※印を適用する。						
章 項目 特記事項						
●施工条件 現場説明書による。						
●事務処理 福井県営繕事務監督事務処理要領による。						
●近接工事の間接費等 密接に關係のある同一工事区内の追加工事(同一工種とは限らない)を現工事と同一施工者の調整について						
●施工計画書 標準仕様書第1編1.2.2により施工計画書を作成し、監督職員に提出する。						
●施工体制の確保 建設業法によるほか、下記により工事現場における適正な施工体制の確保を図る。						
(1) 提出書類 1 施工体制台帳および施工体系図の写し 2 工事担当技術者台帳の写し 監理技術者および主任技術者(下請負を含む)の顔写真、氏名、生年月日、所属会社名を記載し、施工体制台帳または施工計画書に添付する。 3 工事元請・下請関係者届出書 該当な場合はその旨を記入し提出する。 (2) 工事実績情報の登録(工事請負金額が500万円以上の工事) 工事実績情報サービス(OIRINS)に基づき、工事の受注・変更・完成・訂正時に工事実績情報を登録する(登録のための確認のお願い)を作成し監督職員の確認を受けたうえ、期限内に登録機関に登録申請をしなければならない。 また、登録完了後は「登録内容確認書」を直ちに監督職員に提出しなければならない。 (3) 名札の着用 監理技術者および主任技術者(下請負を含む)および元請業者の専門技術者は、工事現場において、工事名、工期、顔写真、氏名、所属会社名、社印および発行年月日が記載された名札を着用する。						
●官公署その他への手続 工事に必要な官公署等への手続きは標準仕様書第1編1.1.3又は改修標準仕様書第1編1.1.3による。官公署等への諸手続および費用は受注者の負担とする。						
●主任技術者等の資格 別に示す公告等による。						
●技能士(1級)の適用 下記の職種について適用するよう努める。 ○配管(配管工事) ○建築板金(ダクト製作および取付け) ○熱絶縁施工(保温工事) ○冷凍空気調和機器施工(冷凍空調機器の据付および整備) ○()						
●下請負人の選定 下請負人を選定する場合には、福井県内に主たる営業所を有する者の中から選定すること。ただし、あらかじめ書面による承諾を受けた場合は、この限りではない。(福井県建設工事請負契約適正化指導要綱第7条)						
●公共事業労務費調査 公共事業労務費調査の対象工事となつた場合(工期経過後も同様)には、調査票の記入等について必要な協力を図る。						

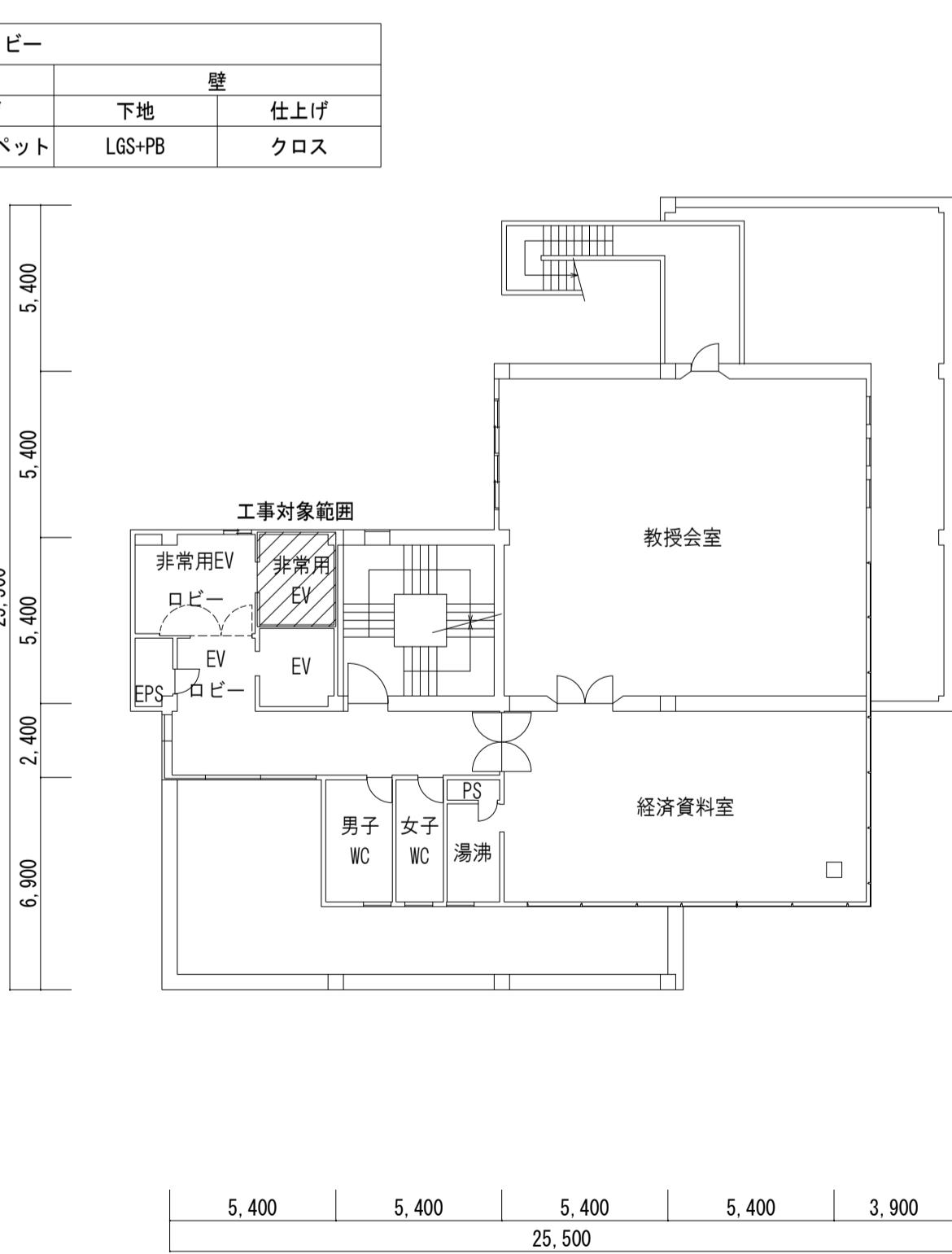
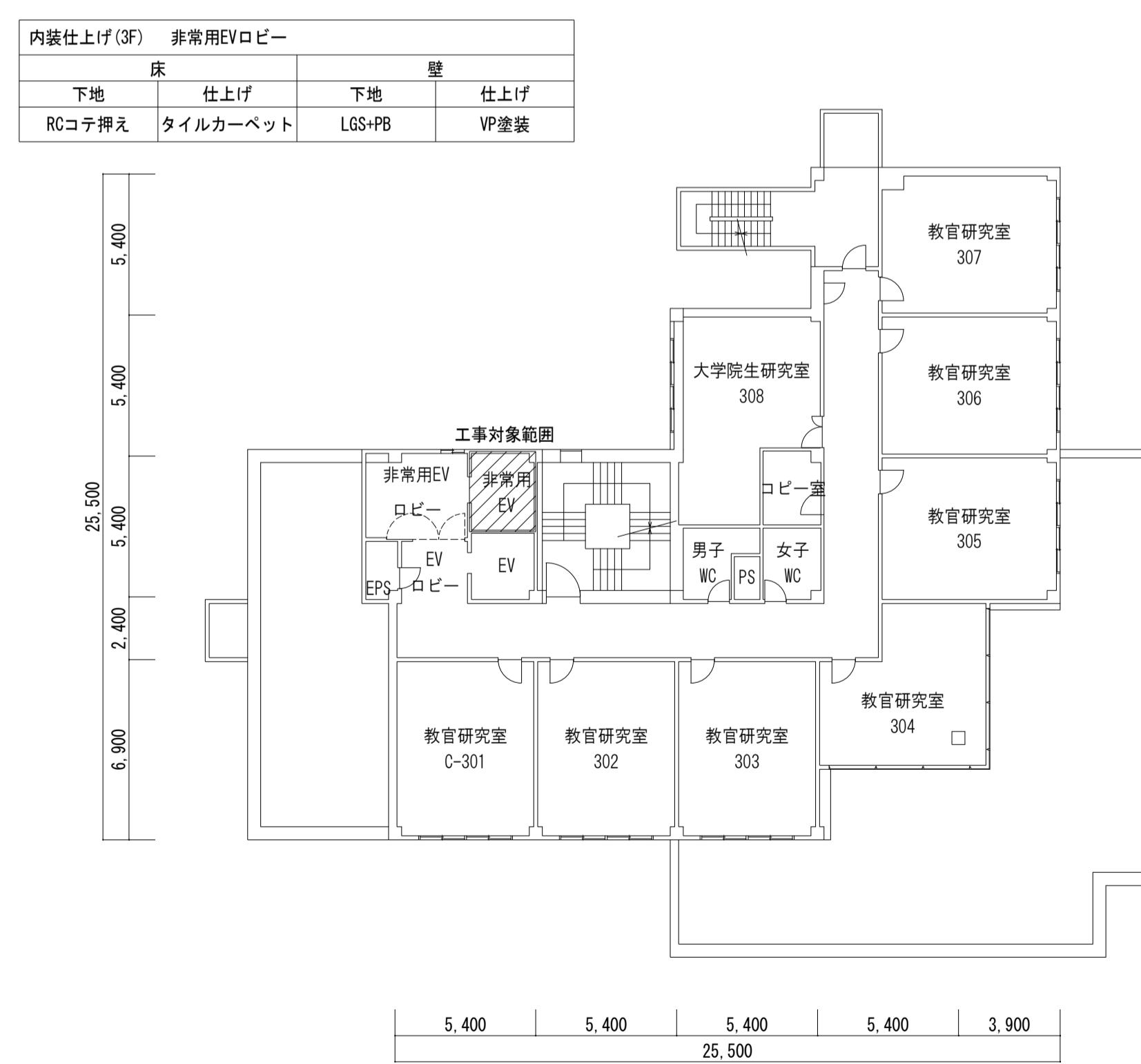
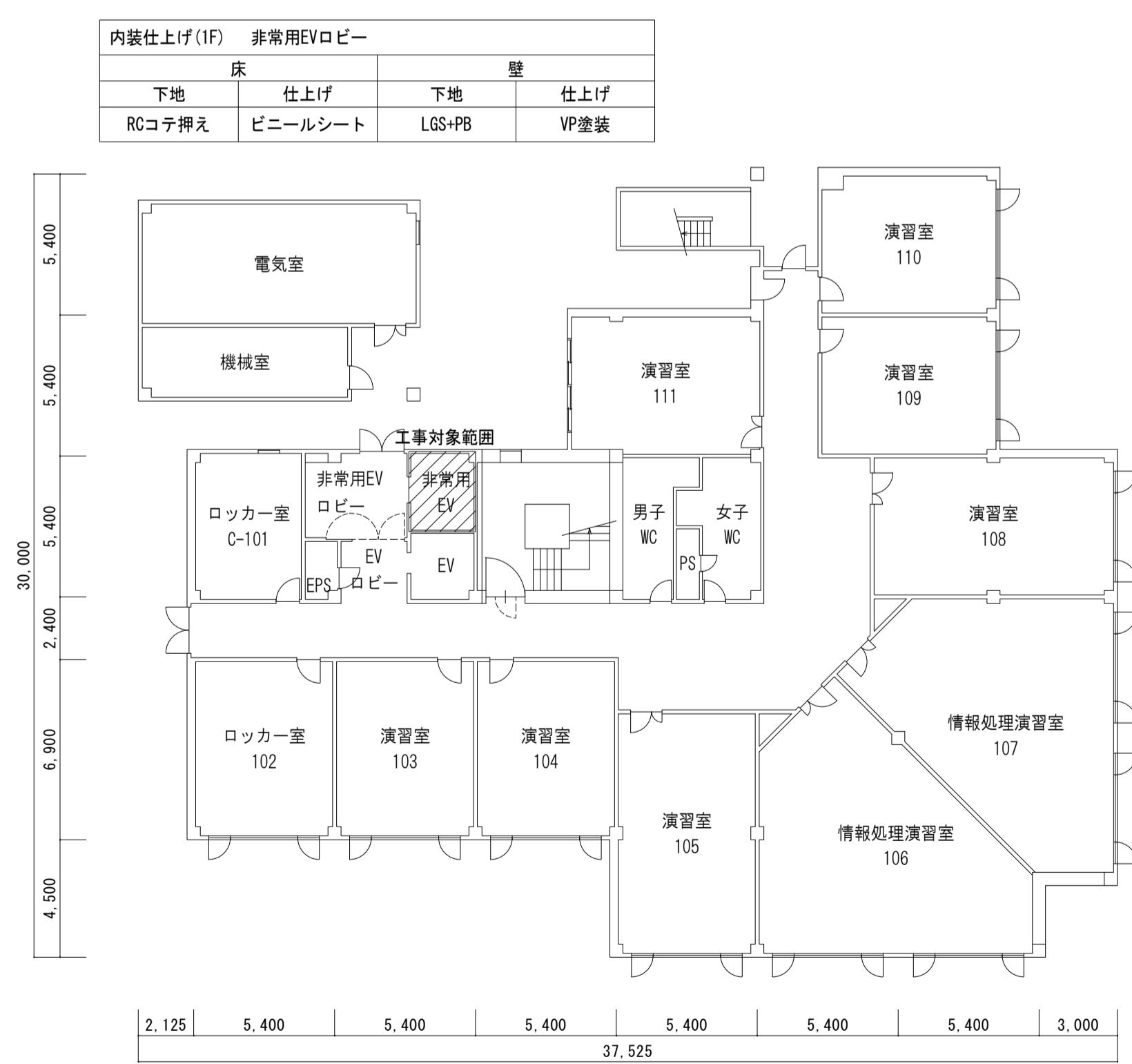
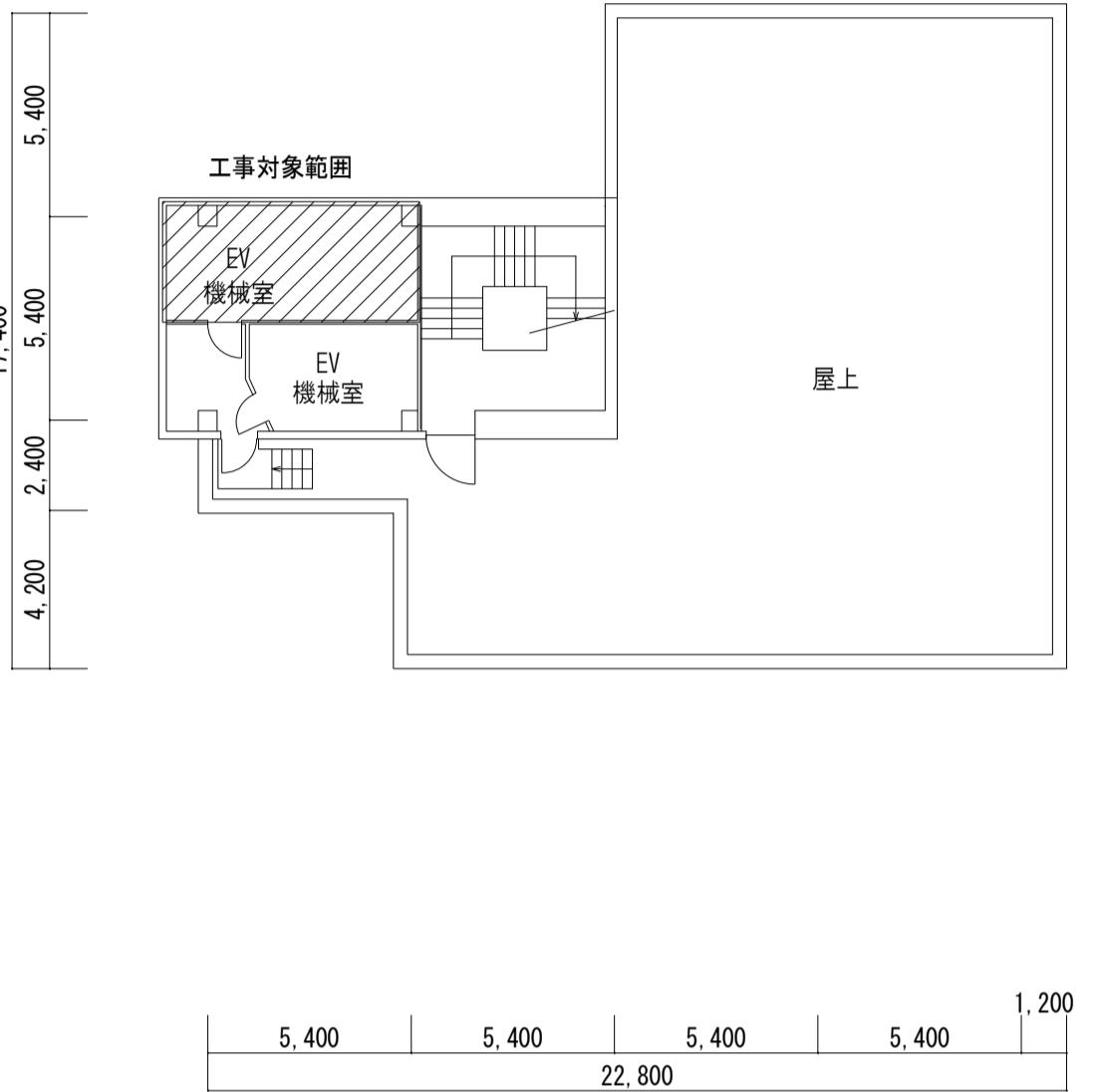
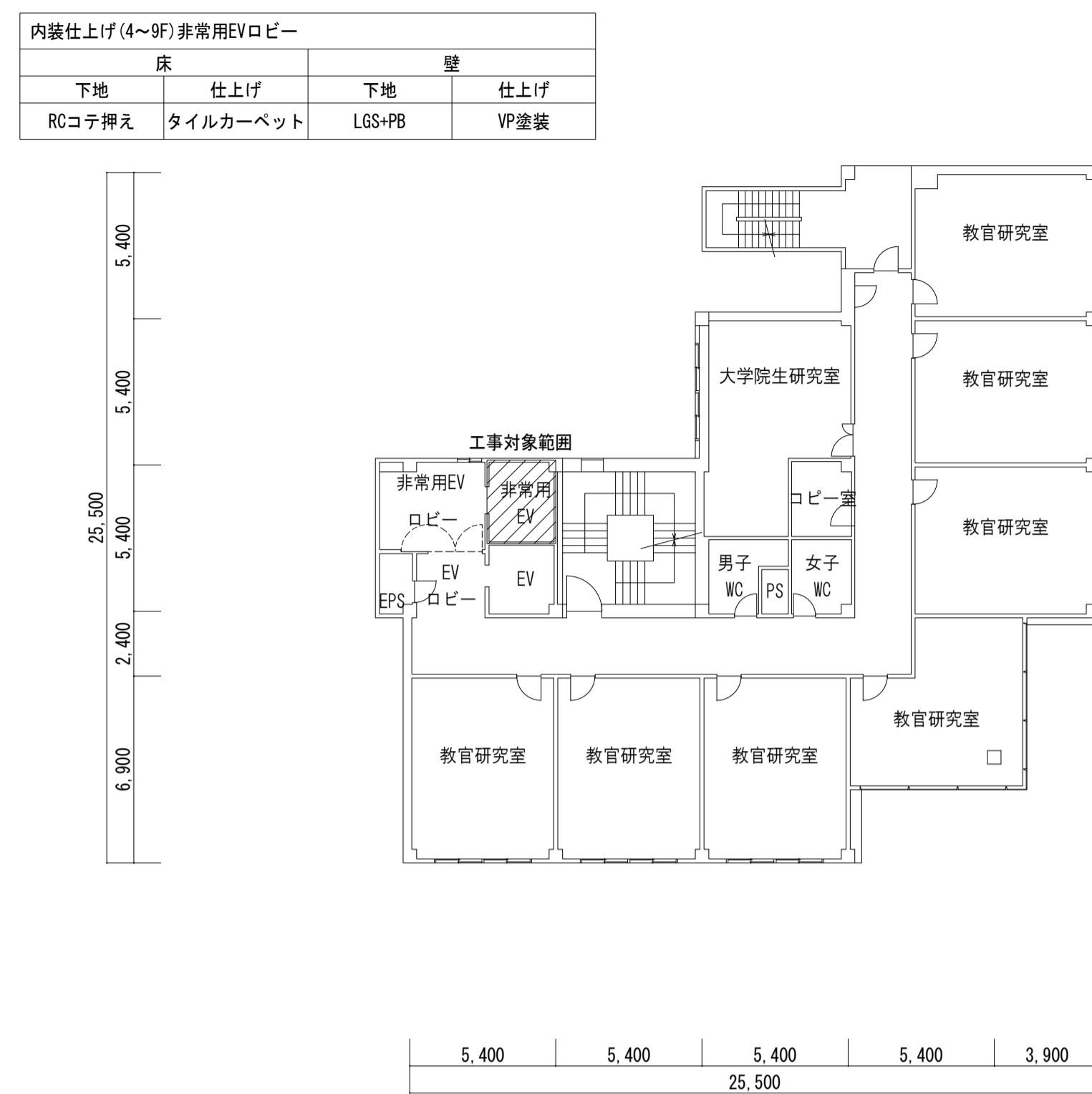
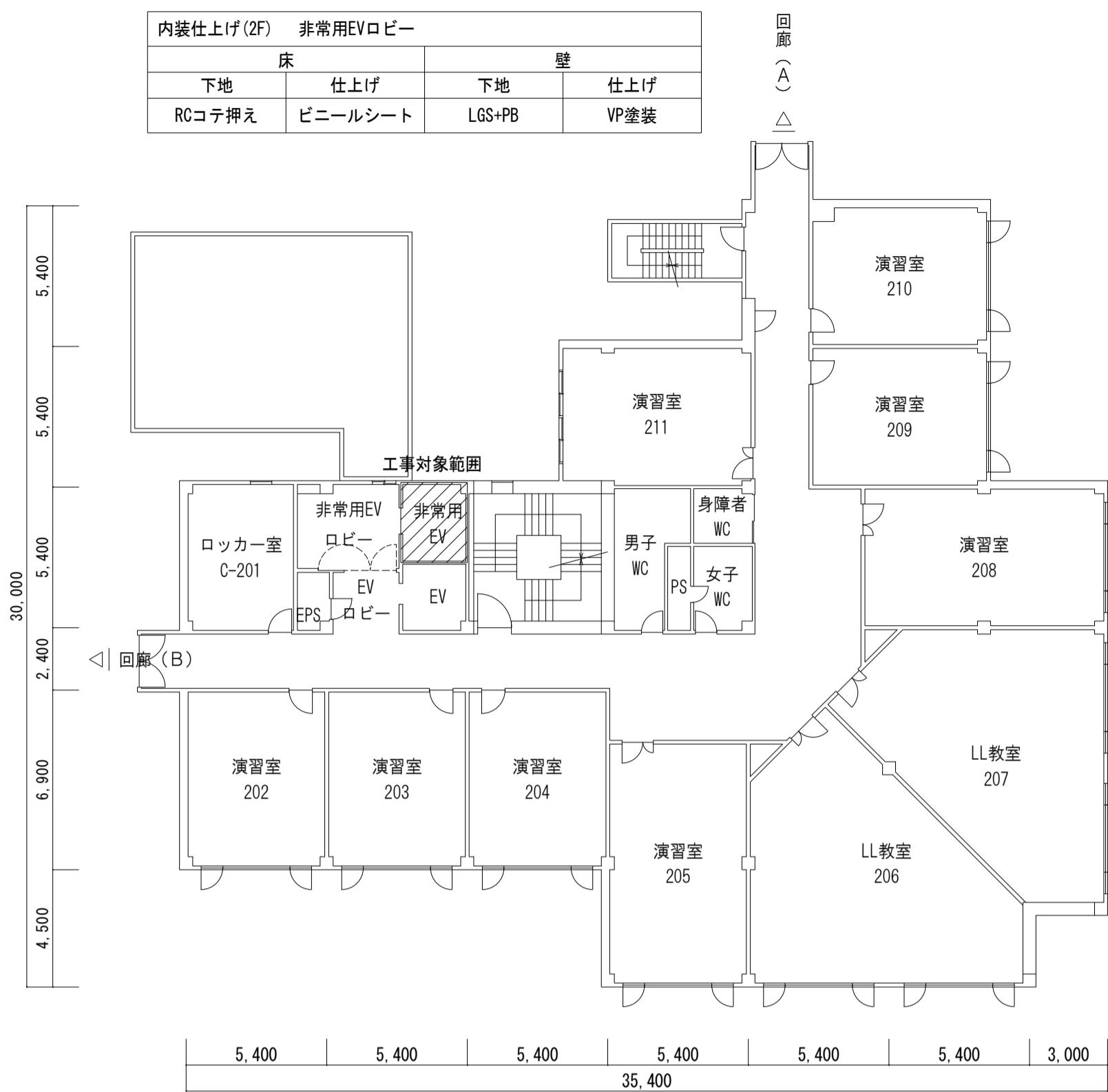
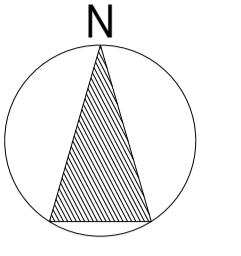
●工事用資材の選定	工事材料や物品等の調達においては、福井県内に主たる営業所を有する者の中からの調達および県産品の活用に努める。また工事完成時に県産品使用実績報告書を監督職員に提出する。
●設備機材等	本工事に使用する設備機材等は、設計図書に規定するもの、または、これらと同等のものとする。ただし、これらと同等のものとする場合は、監督職員の承諾を受ける。 また、設備機材等の製造者は、次の(1)～(6)の事項を満たすものとし、証明となる資料または外部機関が発行する資料等の写しを監督職員に提出して承諾を受けるものとする。 (1) 品質および性能に関する試験データが整備されていること。 (2) 生産設置および品質の管理が適切に行われていること。 (3) 安定的な供給が可能であること。 (4) 法令等で定める許可、認可、認定または免許等を取得していること。 (5) 製造または施工の実績があり、その信頼性があること。 (6) 販売、保守等の営業体制が整えられていること。
●機材等の検査・試験	標準仕様書または改修標準仕様書による。
●工事検査・技術検査	監督職員の指示による。
○工事成績評定の対象 (工事成績評定要領 第2条)	※請負金額250万円以上の場合、評定する。○250万円未満の場合、評定しない。 ○評定しない(○応急工事 ○取解体工事 ○土砂運搬工事 ○規格品据付工事 ○規格品交換工事 ○部品交換工事(オーバホール含む) ○その他)
●化学物質を放散させる建築材料等の使用制限	本工事に使用する材料等は、設計図書に規定する所要の品質および性能を有すると共に、次の(1)から(4)を満たすものとする。 (1) 合板、木質系コーリング、構造用パネル、集成材、単板積層材、MDF、パーティクルボード、その他の木質建材、ユリア樹脂板、壁紙、接着剤、保温材、緩衝材、断熱材、塗装上塗材は、アセトアルデヒド及びスチレンを発散しない又は発散が極めて少ない材料で設計図書に規定する「ホルムアルデヒドの放散量」の区分に応じた材料を使用する。 (2) 接着剤及び塗料は、トルエン、キシレン及びエチルベンゼンの含有量が少ない材料を使用する。 (3) 接着剤は可塑剤(フタル酸ジ- <i>n</i> -ブチル及びフタル酸ジ-2-エチルヘキシル等)を含有しない難揮発性の可塑剤を除く)が添加されていない材料を使用する。 (4) (1)の材料を使用して作られた家具、書架、実験台、その他の什器類等は、ホルムアルデヒド、アセトアルデヒド及びスチレンを発散しないか、発散が極めて少ない材料を使用したものとする。なお、ホルムアルデヒドを放散させないものは放散量が規制対象外のものを、ホルムアルデヒドの放散が極めて少ないものは放散量が第三種のものをいい、原則として規制対象外のものを使用するものとする。ただし、該当する材料等がない場合は、第三種のものを使用するものとする。
●工事検査・技術検査	監督職員の指示による。
○建設発生の処理等	(1) 標準仕様書第1編1.3.9 または改修標準仕様書第1編第5章による。 引き渡しを要するもの ※なし ○あり (機器類・金属類等) 家電リサイクル法による処分を要するもの ○なし ○あり (図示) フロン系冷媒使用機器の撤去 ○なし ○あり 上記機器類の撤去は改修標準仕様書第3編4.2、2.4.3及び第5編2.3.2による。 (2) 冷媒については関係法令に従い適切に破壊処を行なう。 (家電リサイクル法対象機器を除く) 運搬および処分費 ※工本事 ○別途
●機材等のアスペクト含有資機材の施工 (アスペクト含有資機材の施工要領 第3条)	(3) 次のアスペクト含有資機材を含む部分の施工に際しては関係法令に従い適切な対策を講じた上、適切に処分すること。 ○ダクトパッキン ○配管エルボ部保溫材 ○煙道の断熱材 ○ボード等内外装材 ○分析調査によりアスペクト含有資機材と判定されたもの
●工事検査・技術検査	(4) 上記(3)に示す部位のうち、アスペクト含有資機材の判断は以下による。 ダクトパッキン ※含有をみなしとし調査不要 ○含有をみなしとせず調査必要 配管エルボ部保溫材 ※含有をみなしとし調査不要 ○含有をみなしとせず調査必要 ボード等内外装材 ※含有をみなしとし調査不要 ○含有をみなしとせず調査必要 (5) 次のアスペクト含有調査により、設置機材のアスペクト含有の有無を確認する。 ※JIS A 1481-2 「試験採取及びアスペクト含有の有無を判定するための定性分析方法」 またはJIS A 1481-3 「アスペクト含有率のX線回折定量分析方法」による。
●分析結果については、監督職員に報告すること。	(6) 分析結果については、監督職員に報告すること。
分析調査対象資機材	分析調査対象資機材
●設計図	○設計図 A 1の白焼きを()部、A 3の白焼きを()部製本し提出する。
●著作権等	当該建物において取得する、施工図等の著作権に係わる当該建物に限る使用権は、発注者に委託するものとする。
○一年点検	受注者は「県有施設一年点検実施要領」に基づき一年点検を実施し、報告書を提出する。施工上の瑕疵による不良箇所があれば改修する。
●耐震施工	設備機器の固定は、「建築設備耐震設計・施工指針2014年版」(独立行政法人建築研究所監修)により、基礎、梁台、アンカーボルトについて耐震強度計算書を監督職員に提出し、承認を受けるものとする。 なお、基礎施工要領は標準図(施工25~29)による。
●設計水平震度	(1) 設計水平震度
耐震性の分類	耐震性の分類
設置場所	○特定の施設 ○一般的な施設
重要機器・水槽	○一般機器・水槽
上層階	2.0 (2.0) 1.5 (2.0) 1.5 (2.0) 1.0 (1.5)
屋上および塔屋	<2.0 <1.5 <1.5 <1.0 <0.6
中間階	1.5 (1.5) 1.0 (1.5) 1.0 (1.5) 0.6 (1.0) <1.0 <0.6
1階	1.0 (1.0) 0.6 (1.0) 0.6 (1.0) 0.4 (0.6) <1.0 <1.0 <0.6
および地下階	
注 1 ()内の数値は防振支持の機器の場合、()の数値は水槽類に適用する。	
2 重要機器(水槽類)は、下記による。(水槽類にはオイルタンク等を含む。) ○給水装置 ○排水装置 ○換気機器 ○空調機器 ○熱源機器 ○防災設備 ○監視制御装置 ○危険物貯蔵装置 ○火を使用する設備 ○避難経路上に設置する機器 ○	
3 上層階の定義は、次による。 6階建以下の場合は最上階、7～9階建の場合は上層階2階、10～12階建の場合は上層階3階、13階建以上の場合は上層階4階	
2) 設計用鉛直震度	設計用鉛直震度は設計用水平震度の1/2とし、水平地震力と同時に働くものとする。
3) 吊り軽量機器の耐震支	吊り軽量機器の耐震支(100kg以下の設備機器) ①耐震クラスS指針表2-1を参照して計画する場合の吊り部材には、形鋼を用いる。 ②吊りボルトで耐震支持する場合には、自重支持用吊りボルト4本で構成される4面にそれぞれ2本の斜材でX字型し、合計8本の斜材が必要。この時、自重支持用吊りボルトに斜材を取り付ける角度は45度±15度とし、自重支持用吊りボルトに斜材を組結する位置は上部のインサートと下部の機器支持部との合計高さを25cm以内とする。斜材は、自重支持用吊りボルトと斜材以上の強度の金属材(鉄筋、全ネジボルトなど)を用いる。また、自重支持ボルトと斜材とを組結する部材は締付け具を用い、クリップなどは使用しない。
4) 吊り軽量機器の耐震支	機器の据え付け及び取付は標準仕様書第3編第2章第1節または改修標準仕様書第3編第2章第1節による。
○環境への配慮	(1) 「排出ガス対策型建設機械指定期要領」および「低騒音型・低振動型建設機械の指定期定に規定する規定」(国土交通省)による排出ガス対策型および低騒音型建設機械を使用する。 (2) 発生材の処理等 再資源化を図るもの ○アスファルト・コンクリート塊 ○コンクリート塊 ○建設発生木材 ○建設汚泥 (3) 再生資源の利用 ※再生クリッシャー ○再生アスファルト合材 (4) 提出書類 以下の書類について、提出用ファイル(電子データ)を監督職

<p>標準仕様書第2編 2.7.1 または改修標準仕様書第2編 2.5.1 による。 (1) 埋設深度は、次のとおりとする。ただし、寒冷地では凍結深度以上とする。 ※地表面(舗装がある場合は、舗装下面(路盤))から 300mm 以上 ※車両道路(構内車両道路程度) 地表面から 600mm 以上 ○ 地表面から mm 以上 (2) 配管下端(管底-100mm) および配管上端(管頂+100mm) に砂地業(山砂類または再生材)を施したあと、根切り土の中の良質土で埋戻す。 (3) 管を埋戻す場合は、土被り 150mm 程度の深さに埋設表示用アルミテープまたはポリエチレンテープ等を埋設する。ただし、排水溝は不要とする。 (4) 曲りおよび分岐部には地中埋設部を打込むこと。</p> <p>(1) 給水、ガスおよび消火配管は、土間コンクリート直下の地業部分に配管し、周囲を砂で埋戻す。 (2) 排水管も上記に準じ、配管上部の地業は砂に置き換える。 (3) 配管は原則として、土間コンクリートより吊りボルトにて吊り下げる。吊り間隔は屋内配管に準ずる。</p> <p>(1) 標準仕様書ロックワール保温材、グラスワール保温材及びボリスチレンフォーム保温材が併記されている箇所は、いずれかを使用する。ただし、給水管については、暗渠内(ビット含む)、屋外露出および浴室、厨房等の多温箇所につきボリスチレンフォーム保温材とし、排水管については、浴室、厨房等の多温箇所につきボリスチレンフォーム保温材とする。 (2) 屋外露出配管(冷媒管を除く)の保温外装材は次による。 ○ステンレス鋼板 ○溶融アルミニウム・亜鉛板 (3) 屋内露出配管(冷媒管を除く)の保温外装材は、原則、合成樹脂製カバー1とする。 (4) 弁・ストレーナなどの金属製カバーおよびタング類の保温外装材の種別は、次による。 ○ステンレス鋼板 ○溶融アルミニウム・亜鉛板 ○アルミニウム板 ○アルミニウム板 (5) 車庫に露出のダクトおよび配管の保温は、機械室による。 (6) 各場所に露出の保温を施さないダクトおよび配管の塗装は以下による。 外壁通り ※要 ○不要 書庫 ○要 ※不要 屋上階 ○要 ※不要 機械室 ○要 ※不要 車庫 ○要 ※不要 一般居室、廊下 ※要 ○不要 倉庫 ○要 ※不要 (7) 合成樹脂製受受 ※品質証明書に準るもの ○レーズ法ボリスチレンフォームに準るもの</p> <p>○吹出口および吸込ボックス ボックスの材質について、特記がない場合は亜鉛板製とする。ただし、グラスワール製とする場合は JIS A 4009(空気調和および換気設備用ダクトの構成部材)によるものとし、厚さ 0.6mm 以上の亜鉛板で補強を施したものとする。 ボックスの吊りは 3 点支持とし、これに含まれる場合は監督職員との協議による。</p> <p>○エボキシ樹脂ライニング エボキシ樹脂コートやラミングの乾燥方法は次による。 ※加熱乾燥 ○常温乾燥</p> <p>●電線類および電線管 電線類および電線管等については標準仕様書第4編第1章第5節による。</p> <p>○ボックス 樹脂管で配管する場合は、合成樹脂製ボックスを使用する。</p> <p>●容量等の表示 機器類の能力、容量等は表示された数値以上とする。 但し、電動機の出力、燃料消費および圧力損失は表示された数値以下とする。</p> <p>○誘導電動機 電動機出力が 75kW 以上の低圧三相か二形誘導電動機の規格は、JIS C 4213(低圧三相か二形誘導電動機-低圧トップランーモータ)による。</p> <p>○スリーブ 柱、梁および耐震壁以外の箇所で、開口補強が不要、かつ、スリーブ径が 200mm 以下の部分にする場合は、紙製仮縫を用意してもよい。その場合は、変形防止の措置を講じ、かつ配管施工前に仮縫を必ず取り除く。</p> <p>○鋼材工事 機器付属物および配管、ダクトの支持金物は標準仕様書第2編第4章第6節または改修標準仕様書第2編第7章第5節による。</p> <p>○はつりおよび穴開け はつりおよび穴開けを行う場合は、改修標準仕様書第2編第4章による。</p> <p>○防煙ダクトおよび防火防煙ダクト 復帰方式は ※遠方復帰式 ○手動復帰式</p> <p>○消音内貼 ダクトおよびチャンバー、消音エルボの内貼り(箇所図示)は次による。 (1) 消音内貼り部分の外部保温は ○要 ※不要 (2) チャンバーの寸法は、外形寸法を示す。 (但し、ダクトおよび消音エルボは、内形寸法を示す。) (3) 空気調和機に接するサブリチャンバー、レタンチャンバーおよびダクト系で消音内貼りしたチャンバーには、内貼り仕様または新耐熱の点検口を設ける。</p> <p>○防火区画貫通部等の処理 (1) 標準仕様書第2編2.8.1(1) または改修標準仕様書第2編2.6.1(1) による。 (2) 大臣認定を受けた工法で施工する場合は、認定書の写しを提出し、監督職員の承諾を受けるとともに、認定工法の表示を行う。</p> <p>○取付栓 防火区画部に取り付ける吹出口、吸込口等で取付栓を必要とするものは鋼栓を使用する。</p> <p>○防火区画 ○平面図 ○図示 ○</p> <p>●掲示板 機器室に操作順序、注意事項、連絡先および系統図などを記入した掲示板を設ける。</p> <p>○他工事との取り合い 図面に特に記載場合は、表2「工事区分表」によるほか、機器の設置位置等取り合いの検討できる施工圖を提出して、監督職員の承諾を受ける。</p> <p>○総合調整 下記の項目について調整する。 ○空気調和設備 ○風量調整(測定共) ○水量調整(測定共) ○室内空気の温湿度測定 ○室内空気およびじんあいの測定 ○換気設備 ○風量調整(測定共) ○室内空気およびじんあいの測定 ○騒音の測定(内外、敷地境界共) ○停電・復電動作確認 ○排煙設備 ○風量調整(測定共) ○騒音の測定(内外、敷地境界共) ○給水設備 ○飲料水の水質の測定 ※厚生労働大臣告示119号 第二の一の1の(4) による ○標準仕様書による ○雑用水の水質の測定 ※建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則 第四条の二による</p>																																																																																																										
○屋内埋設配管	<table border="1"> <tr><td>○方式</td><td colspan="4">○全空気方式(○中央 ○各階ユニット) ○ファンコイル・ダクト併用方式 ○個別方式</td></tr> <tr><td rowspan="2">○主要熱源機器</td><td colspan="4">機器 ○吸収冷温水機 ○チーリングユニット ○ボイラー ○空気熱源ヒートポンプユニット ○コージェネレーション装置 ○空冷ヒートポンプ式バッケージ形空調機(OEHOP OGHF O) 燃料 ○灯油 ○重油 ○LPG ○都市ガス ○電気[○深遠電力] ○ペレット</td></tr> <tr><td colspan="2">屋内(調整目標値)</td><td colspan="2">屋外</td></tr> <tr><td rowspan="2">○設計時の温湿度条件</td><td>場所</td><td>屋外</td><td>一般</td><td>居室</td></tr> <tr><td>時 期</td><td>温度(DB)</td><td>湿度(RH)</td><td>温度(DB)</td><td>湿度(RH)</td></tr> <tr><td>夏 期</td><td>℃</td><td>%</td><td>28 ℃</td><td>50 %</td></tr> <tr><td>冬 期</td><td>℃</td><td>%</td><td>19 ℃</td><td>40 %</td></tr> <tr><td>○ダクトの種別</td><td colspan="4">※低圧ダクト ○高圧1ダクト ○高圧2ダクト</td></tr> <tr><td rowspan="3">○ダクトの工法</td><td colspan="4">○アングルフランジ工法 ○コーナーボルト工法(○共板フランジ工法 ○スライドオンフランジ工法) (ただし、長辺の長さが 1,500mm 以下の部分)</td></tr> <tr><td colspan="4">○ダクトの分岐方法 給気用ダクト ○割込み方式 ○直付け方式 排気用ダクト ○割込み方式 ○直付け方式</td></tr> <tr><td colspan="4">○保温および塗装 標準仕様書ロックワール保温材、グラスワール保温材及びボリスチレンフォーム保温材が併記されている箇所は、いずれかを使用する。ただし、給水管については、暗渠内(ビット含む)、屋外露出および浴室、厨房等の多温箇所につきボリスチレンフォーム保温材とし、排水管については、浴室、厨房等の多温箇所につきボリスチレンフォーム保温材とする。 (2) 屋外露出配管(冷媒管を除く)の保温外装材は次による。 ○ステンレス鋼板 ○溶融アルミニウム・亜鉛板 (3) 屋内露出配管(冷媒管を除く)の保温外装材は、原則、合成樹脂製カバー1とする。 (4) 弁・ストレーナなどの金属製カバーおよびタング類の保温外装材の種別は、次による。 ○ステンレス鋼板 ○溶融アルミニウム・亜鉛板 ○アルミニウム板 ○アルミニウム板 (5) 車庫に露出のダクトおよび配管の保温は、機械室による。 (6) 各場所に露出の保温を施さないダクトおよび配管の塗装は以下による。 外壁通り ※要 ○不要 書庫 ○要 ※不要 屋上階 ○要 ※不要 機械室 ○要 ※不要 車庫 ○要 ※不要 一般居室、廊下 ※要 ○不要 倉庫 ○要 ※不要 (7) 合成樹脂製受受 ※品質証明書に準るもの ○レーズ法ボリスチレンフォームに準るもの</td></tr> <tr></tr> <tr></tr> <tr></tr> <tr></tr> <tr></tr> <tr></tr> <tr></tr> <tr></tr> </table>	○方式	○全空気方式(○中央 ○各階ユニット) ○ファンコイル・ダクト併用方式 ○個別方式				○主要熱源機器	機器 ○吸収冷温水機 ○チーリングユニット ○ボイラー ○空気熱源ヒートポンプユニット ○コージェネレーション装置 ○空冷ヒートポンプ式バッケージ形空調機(OEHOP OGHF O) 燃料 ○灯油 ○重油 ○LPG ○都市ガス ○電気[○深遠電力] ○ペレット				屋内(調整目標値)		屋外		○設計時の温湿度条件	場所	屋外	一般	居室	時 期	温度(DB)	湿度(RH)	温度(DB)	湿度(RH)	夏 期	℃	%	28 ℃	50 %	冬 期	℃	%	19 ℃	40 %	○ダクトの種別	※低圧ダクト ○高圧1ダクト ○高圧2ダクト				○ダクトの工法	○アングルフランジ工法 ○コーナーボルト工法(○共板フランジ工法 ○スライドオンフランジ工法) (ただし、長辺の長さが 1,500mm 以下の部分)				○ダクトの分岐方法 給気用ダクト ○割込み方式 ○直付け方式 排気用ダクト ○割込み方式 ○直付け方式				○保温および塗装 標準仕様書ロックワール保温材、グラスワール保温材及びボリスチレンフォーム保温材が併記されている箇所は、いずれかを使用する。ただし、給水管については、暗渠内(ビット含む)、屋外露出および浴室、厨房等の多温箇所につきボリスチレンフォーム保温材とし、排水管については、浴室、厨房等の多温箇所につきボリスチレンフォーム保温材とする。 (2) 屋外露出配管(冷媒管を除く)の保温外装材は次による。 ○ステンレス鋼板 ○溶融アルミニウム・亜鉛板 (3) 屋内露出配管(冷媒管を除く)の保温外装材は、原則、合成樹脂製カバー1とする。 (4) 弁・ストレーナなどの金属製カバーおよびタング類の保温外装材の種別は、次による。 ○ステンレス鋼板 ○溶融アルミニウム・亜鉛板 ○アルミニウム板 ○アルミニウム板 (5) 車庫に露出のダクトおよび配管の保温は、機械室による。 (6) 各場所に露出の保温を施さないダクトおよび配管の塗装は以下による。 外壁通り ※要 ○不要 書庫 ○要 ※不要 屋上階 ○要 ※不要 機械室 ○要 ※不要 車庫 ○要 ※不要 一般居室、廊下 ※要 ○不要 倉庫 ○要 ※不要 (7) 合成樹脂製受受 ※品質証明書に準るもの ○レーズ法ボリスチレンフォームに準るもの				<table border="1"> <tr><td>○方式</td><td colspan="4">○全空気方式(○中央 ○各階ユニット) ○ファンコイル・ダクト併用方式 ○個別方式</td></tr> <tr><td rowspan="2">○主要熱源機器</td><td colspan="4">機器 ○吸収冷温水機 ○チーリングユニット ○ボイラー ○空気熱源ヒートポンプユニット ○コージェネレーション装置 ○空冷ヒートポンプ式バッケージ形空調機(OEHOP OGHF O) 燃料 ○灯油 ○重油 ○LPG ○都市ガス ○電気[○深遠電力] ○ペレット</td></tr> <tr><td colspan="2">屋内(調整目標値)</td><td colspan="2">屋外</td></tr> <tr><td rowspan="2">○設計時の温湿度条件</td><td>場所</td><td>屋外</td><td>一般</td><td>居室</td></tr> <tr><td>時 期</td><td>温度(DB)</td><td>湿度(RH)</td><td>温度(DB)</td><td>湿度(RH)</td></tr> <tr><td>夏 期</td><td>℃</td><td>%</td><td>28 ℃</td><td>50 %</td></tr> <tr><td>冬 期</td><td>℃</td><td>%</td><td>19 ℃</td><td>40 %</td></tr> <tr><td>○ダクトの種別</td><td colspan="4">※低圧ダクト ○高圧1ダクト ○高圧2ダクト</td></tr> <tr><td rowspan="3">○ダクトの工法</td><td colspan="4">○アングルフランジ工法 ○コーナーボルト工法(○共板フランジ工法 ○スライドオンフランジ工法) (ただし、長辺の長さが 1,500mm 以下の部分)</td></tr> <tr><td colspan="4">○ダクトの分岐方法 給気用ダクト ○割込み方式 ○直付け方式 排気用ダクト ○割込み方式 ○直付け方式</td></tr> <tr><td colspan="4">○保温および塗装 標準仕様書ロックワール保温材、グラスワール保温材及びボリスチレンフォーム保温材が併記されている箇所は、いずれかを使用する。ただし、給水管については、暗渠内(ビット含む)、屋外露出および浴室、厨房等の多温箇所につきボリスチレンフォーム保温材とし、排水管については、浴室、厨房等の多温箇所につきボリスチレンフォーム保温材とする。 (2) 屋外露出配管(冷媒管を除く)の保温外装材は次による。 ○ステンレス鋼板 ○溶融アルミニウム・亜鉛板 (3) 屋内露出配管(冷媒管を除く)の保温外装材は、原則、合成樹脂製カバー1とする。 (4) 弁・ストレーナなどの金属製カバーおよびタング類の保温外装材の種別は、次による。 ○ステンレス鋼板 ○溶融アルミニウム・亜鉛板 ○アルミニウム板 ○アルミニウム板 (5) 車庫に露出のダクトおよび配管の保温は、機械室による。 (6) 各場所に露出の保温を施さないダクトおよび配管の塗装は以下による。 外壁通り ※要 ○不要 書庫 ○要 ※不要 屋上階 ○要 ※不要 機械室 ○要 ※不要 車庫 ○要 ※不要 一般居室、廊下 ※要 ○不要 倉庫 ○要 ※不要 (7) 合成樹脂製受受 ※品質証明書に準るもの ○レーズ法ボリスチレンフォームに準るもの</td></tr> <tr></tr> <tr></tr> <tr></tr> <tr></tr> <tr><td data-kind="</tr></table>	○方式	○全空気方式(○中央 ○各階ユニット) ○ファンコイル・ダクト併用方式 ○個別方式				○主要熱源機器	機器 ○吸収冷温水機 ○チーリングユニット ○ボイラー ○空気熱源ヒートポンプユニット ○コージェネレーション装置 ○空冷ヒートポンプ式バッケージ形空調機(OEHOP OGHF O) 燃料 ○灯油 ○重油 ○LPG ○都市ガス ○電気[○深遠電力] ○ペレット				屋内(調整目標値)		屋外		○設計時の温湿度条件	場所	屋外	一般	居室	時 期	温度(DB)	湿度(RH)	温度(DB)	湿度(RH)	夏 期	℃	%	28 ℃	50 %	冬 期	℃	%	19 ℃	40 %	○ダクトの種別	※低圧ダクト ○高圧1ダクト ○高圧2ダクト				○ダクトの工法	○アングルフランジ工法 ○コーナーボルト工法(○共板フランジ工法 ○スライドオンフランジ工法) (ただし、長辺の長さが 1,500mm 以下の部分)				○ダクトの分岐方法 給気用ダクト ○割込み方式 ○直付け方式 排気用ダクト ○割込み方式 ○直付け方式				○保温および塗装 標準仕様書ロックワール保温材、グラスワール保温材及びボリスチレンフォーム保温材が併記されている箇所は、いずれかを使用する。ただし、給水管については、暗渠内(ビット含む)、屋外露出および浴室、厨房等の多温箇所につきボリスチレンフォーム保温材とし、排水管については、浴室、厨房等の多温箇所につきボリスチレンフォーム保温材とする。 (2) 屋外露出配管(冷媒管を除く)の保温外装材は次による。 ○ステンレス鋼板 ○溶融アルミニウム・亜鉛板 (3) 屋内露出配管(冷媒管を除く)の保温外装材は、原則、合成樹脂製カバー1とする。 (4) 弁・ストレーナなどの金属製カバーおよびタング類の保温外装材の種別は、次による。 ○ステンレス鋼板 ○溶融アルミニウム・亜鉛板 ○アルミニウム板 ○アルミニウム板 (5) 車庫に露出のダクトおよび配管の保温は、機械室による。 (6) 各場所に露出の保温を施さないダクトおよび配管の塗装は以下による。 外壁通り ※要 ○不要 書庫 ○要 ※不要 屋上階 ○要 ※不要 機械室 ○要 ※不要 車庫 ○要 ※不要 一般居室、廊下 ※要 ○不要 倉庫 ○要 ※不要 (7) 合成樹脂製受受 ※品質証明書に準るもの ○レーズ法ボリスチレンフォームに準るもの			
○方式	○全空気方式(○中央 ○各階ユニット) ○ファンコイル・ダクト併用方式 ○個別方式																																																																																																									
○主要熱源機器	機器 ○吸収冷温水機 ○チーリングユニット ○ボイラー ○空気熱源ヒートポンプユニット ○コージェネレーション装置 ○空冷ヒートポンプ式バッケージ形空調機(OEHOP OGHF O) 燃料 ○灯油 ○重油 ○LPG ○都市ガス ○電気[○深遠電力] ○ペレット																																																																																																									
	屋内(調整目標値)		屋外																																																																																																							
○設計時の温湿度条件	場所	屋外	一般	居室																																																																																																						
	時 期	温度(DB)	湿度(RH)	温度(DB)	湿度(RH)																																																																																																					
夏 期	℃	%	28 ℃	50 %																																																																																																						
冬 期	℃	%	19 ℃	40 %																																																																																																						
○ダクトの種別	※低圧ダクト ○高圧1ダクト ○高圧2ダクト																																																																																																									
○ダクトの工法	○アングルフランジ工法 ○コーナーボルト工法(○共板フランジ工法 ○スライドオンフランジ工法) (ただし、長辺の長さが 1,500mm 以下の部分)																																																																																																									
	○ダクトの分岐方法 給気用ダクト ○割込み方式 ○直付け方式 排気用ダクト ○割込み方式 ○直付け方式																																																																																																									
	○保温および塗装 標準仕様書ロックワール保温材、グラスワール保温材及びボリスチレンフォーム保温材が併記されている箇所は、いずれかを使用する。ただし、給水管については、暗渠内(ビット含む)、屋外露出および浴室、厨房等の多温箇所につきボリスチレンフォーム保温材とし、排水管については、浴室、厨房等の多温箇所につきボリスチレンフォーム保温材とする。 (2) 屋外露出配管(冷媒管を除く)の保温外装材は次による。 ○ステンレス鋼板 ○溶融アルミニウム・亜鉛板 (3) 屋内露出配管(冷媒管を除く)の保温外装材は、原則、合成樹脂製カバー1とする。 (4) 弁・ストレーナなどの金属製カバーおよびタング類の保温外装材の種別は、次による。 ○ステンレス鋼板 ○溶融アルミニウム・亜鉛板 ○アルミニウム板 ○アルミニウム板 (5) 車庫に露出のダクトおよび配管の保温は、機械室による。 (6) 各場所に露出の保温を施さないダクトおよび配管の塗装は以下による。 外壁通り ※要 ○不要 書庫 ○要 ※不要 屋上階 ○要 ※不要 機械室 ○要 ※不要 車庫 ○要 ※不要 一般居室、廊下 ※要 ○不要 倉庫 ○要 ※不要 (7) 合成樹脂製受受 ※品質証明書に準るもの ○レーズ法ボリスチレンフォームに準るもの																																																																																																									
○方式	○全空気方式(○中央 ○各階ユニット) ○ファンコイル・ダクト併用方式 ○個別方式																																																																																																									
○主要熱源機器	機器 ○吸収冷温水機 ○チーリングユニット ○ボイラー ○空気熱源ヒートポンプユニット ○コージェネレーション装置 ○空冷ヒートポンプ式バッケージ形空調機(OEHOP OGHF O) 燃料 ○灯油 ○重油 ○LPG ○都市ガス ○電気[○深遠電力] ○ペレット																																																																																																									
	屋内(調整目標値)		屋外																																																																																																							
○設計時の温湿度条件	場所	屋外	一般	居室																																																																																																						
	時 期	温度(DB)	湿度(RH)	温度(DB)	湿度(RH)																																																																																																					
夏 期	℃	%	28 ℃	50 %																																																																																																						
冬 期	℃	%	19 ℃	40 %																																																																																																						
○ダクトの種別	※低圧ダクト ○高圧1ダクト ○高圧2ダクト																																																																																																									
○ダクトの工法	○アングルフランジ工法 ○コーナーボルト工法(○共板フランジ工法 ○スライドオンフランジ工法) (ただし、長辺の長さが 1,500mm 以下の部分)																																																																																																									
	○ダクトの分岐方法 給気用ダクト ○割込み方式 ○直付け方式 排気用ダクト ○割込み方式 ○直付け方式																																																																																																									
	○保温および塗装 標準仕様書ロックワール保温材、グラスワール保温材及びボリスチレンフォーム保温材が併記されている箇所は、いずれかを使用する。ただし、給水管については、暗渠内(ビット含む)、屋外露出および浴室、厨房等の多温箇所につきボリスチレンフォーム保温材とし、排水管については、浴室、厨房等の多温箇所につきボリスチレンフォーム保温材とする。 (2) 屋外露出配管(冷媒管を除く)の保温外装材は次による。 ○ステンレス鋼板 ○溶融アルミニウム・亜鉛板 (3) 屋内露出配管(冷媒管を除く)の保温外装材は、原則、合成樹脂製カバー1とする。 (4) 弁・ストレーナなどの金属製カバーおよびタング類の保温外装材の種別は、次による。 ○ステンレス鋼板 ○溶融アルミニウム・亜鉛板 ○アルミニウム板 ○アルミニウム板 (5) 車庫に露出のダクトおよび配管の保温は、機械室による。 (6) 各場所に露出の保温を施さないダクトおよび配管の塗装は以下による。 外壁通り ※要 ○不要 書庫 ○要 ※不要 屋上階 ○要 ※不要 機械室 ○要 ※不要 車庫 ○要 ※不要 一般居室、廊下 ※要 ○不要 倉庫 ○要 ※不要 (7) 合成樹脂製受受 ※品質証明書に準るもの ○レーズ法ボリスチレンフォームに準るもの																																																																																																									



配置図 1/1000

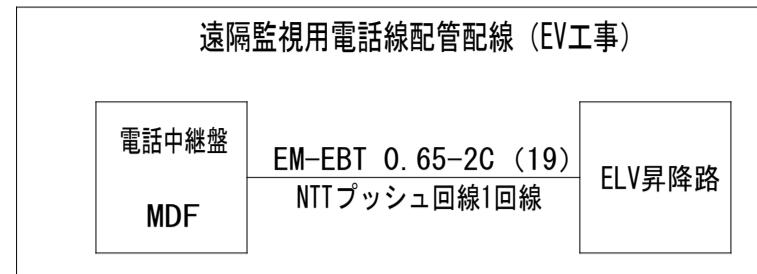
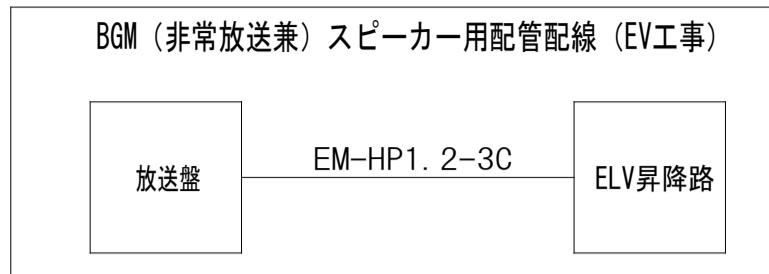
年度別 R2	公立大学法人 福井県立大学	環境システム設計 代表取締役 松山憲雄 福井県福井市花堂東2丁目411	工事名称 Eiheiji Campus Economics Department Building Renovation Work	面番号 EV-03
分類番号 第一分類 第二分類 第三分類 審査			総括 設計	図面名称 配置図・付近見取図



項目	昇降機仕様	
	改修前	改修後
用途	非常用	非常用
積載量	1150kg (定員 17名)	1150kg (定員 17名)
速度	毎分 90メートル	毎分 90メートル
停止箇所	10箇所 (1~10階)	10箇所 (1~10階)
制御方式	交流可変周波数制御	交流可変周波数制御
操作方式	2カーグループ運転	方向性乗合自動方式 (将来 2カーグループ運転対応可能)
駆動方式	ロープ式	機械室レスロープ式 (フラットベルト)
電動機出力	15kW	11kW
戸の形式	二枚中央開き	二枚中央開き
かご内法	間口 1800 mm × 奥行 1500 mm	間口 1800 mm × 奥行 1500 mm
出入口寸法	幅 1000 mm × 高さ 2100 mm	幅 1000 mm × 高さ 2100 mm
主索	ワイヤーロープ 12.5 mm × 6 本	フラットベルト t 3 mm × W30mm×4本
緩衝器	スプリング式	油圧式
耐震対策	新耐震基準 (81年耐震基準) 地震管制運転 (PS波3段設定) 停電時最寄階自動着床装置 (バッテリー電源方式)	A14耐震基準 地震管制運転 (PS波3段設定リスタート付) 停電時最寄階自動着床装置 (バッテリー電源方式)
管制運転等		戸開走行保護装置
昇降機仕様		
乗場	三方枠	大枠ステンレスヘアライン
	幕板	鋼板塗装仕上げ
	乗場扉	鋼板塗装仕上げ
	乗場敷居	アルミアルマイト仕上げ
	乗場ボタン	マイクロストローク式 (フェースプレート ステンレスヘアライン)
	位置表示灯	フラッシュライト表示式 (幕板組込み)
	遮煙扉対応	無し
かご室	天井	標準天井 (蛍光灯)
	パネル・扉	鋼板塗装仕上げ
	袖壁・幕板	鋼板塗装仕上げ
	操作盤 一般用	ステンレスヘアライン
	車椅子用	無し
	かごボタン	マイクロストローク式
	位置表示灯	デジタル表示式
	出入口柱	ステンレスヘアライン
	巾木	ステンレスヘアライン
	床	ラバータイル 6mm厚
	手摺	無し
	鏡	無し
扉安全装置	機械式戸開装置	機械式戸開装置
		多光軸ドアセンサー
		かごドア引き込まれ防止装置
付加仕様	BGMスピーカー	BGMスピーカー
	乗場休止スイッチ (乗場ボタンに組込み)	乗場休止スイッチ (乗場ボタンに組込み)
		防犯カメラ (録画用SD内蔵)
	監視盤対応	監視盤対応
備考		建築基準法に適合させること (適用年度: 2014年改正) 特記なきはメーカー標準品とする 機器の仕様・寸法は参考とする

工事内容	
1	出入口仮設間仕切り工事 (間仕切り撤去含む)
2	搬出入経路の仮設養生
3	昇降路内足場組立工事
4	昇降路内足場解体工事
5	ピット緩衝器台等はり出し及び補修工事
6	昇降路の機器撤去・新設工事
7	昇降路内昇降機設置に伴う補修工事
8	各階乗場 (三方枠・幕板・敷居) 及び操作盤取付用穴明け工事
9	各階乗場 (三方枠・幕板・敷居) 及び操作盤取付工事
10	各階乗場 (三方枠・幕板・敷居) 及び操作盤取付工事
11	各階乗場の壁・床仕上工事
12	機械室及び昇降路内既設配管穴隠蔽工事 (モルタル詰め)
13	機械室既設機器撤去後の開口塞ぎ及び床補修工事
14	ピット床強度不足時の補修工事 (必要時)
15	照明電源用配管配線・延長工事
16	弱電配管配線・延長工事 (インターホン等)
17	火報及び電話中継盤からの配管配線工事

本改修工事はロープ式エレベーターを撤去し、交流可変周波数制御の機械室レスロープ式エレベーターを新設する改修工事である。



エレベーター用電源設備容量（1台1回線）
1. 動力用電源 3φ3W 210V 60 Hz (トランス容量 9.0 kVA)
2. 照明用電源 1φ 100V 1 kVA
※ 電源電圧の変動率は昇降路受電端に於て±5%以内とすること。
※ 漏電ブレーカー(ELCB)は、インバーター適用品を使用すること。 (ELCB仕様：感度電流 100mA、動作時間 0.5秒以内) (漏電ブレーカーの感度電流 100 mA)
昇降路内の機器平均発熱量は、 2700 W (1台分)

エレベーター据付け用部材（既設）		
1	三方枠支持材	L-75x75x6
2	敷居受材	H-100x100x6x8
3	立柱	H-175x175x7.5x11

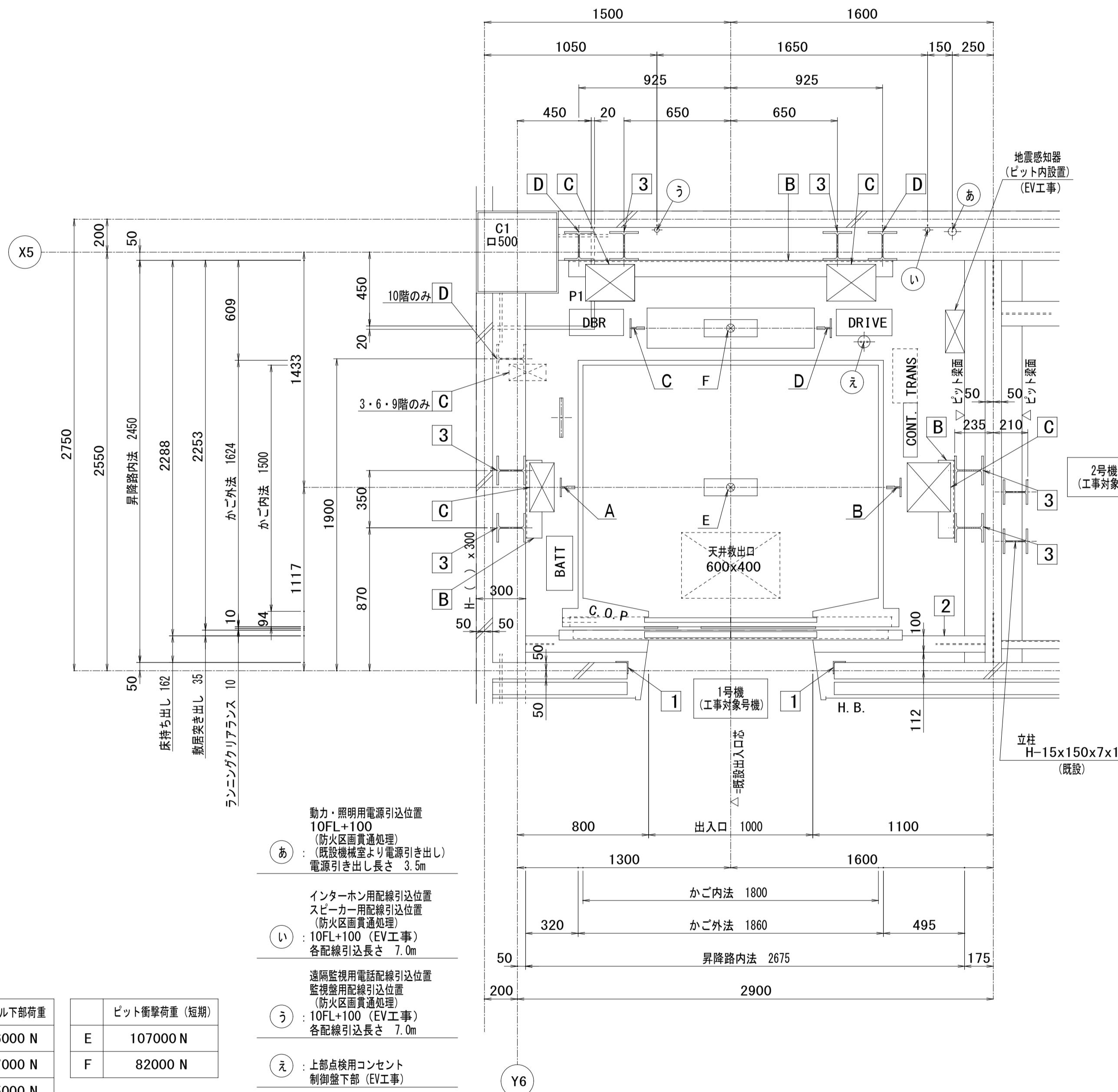
エレベーター据付け用部材（EV工事）		
A	三方枠支持材	L-75x75x6
B	立柱連結材	L-100x100x7
C	ファスナープレート	PL-t12
D	立柱	H-175x175x7.5x11
E	吊りビーム	H-125x125x6.5x9
F	15000N親綱用プレート	PL-t9

エレベーター仕様

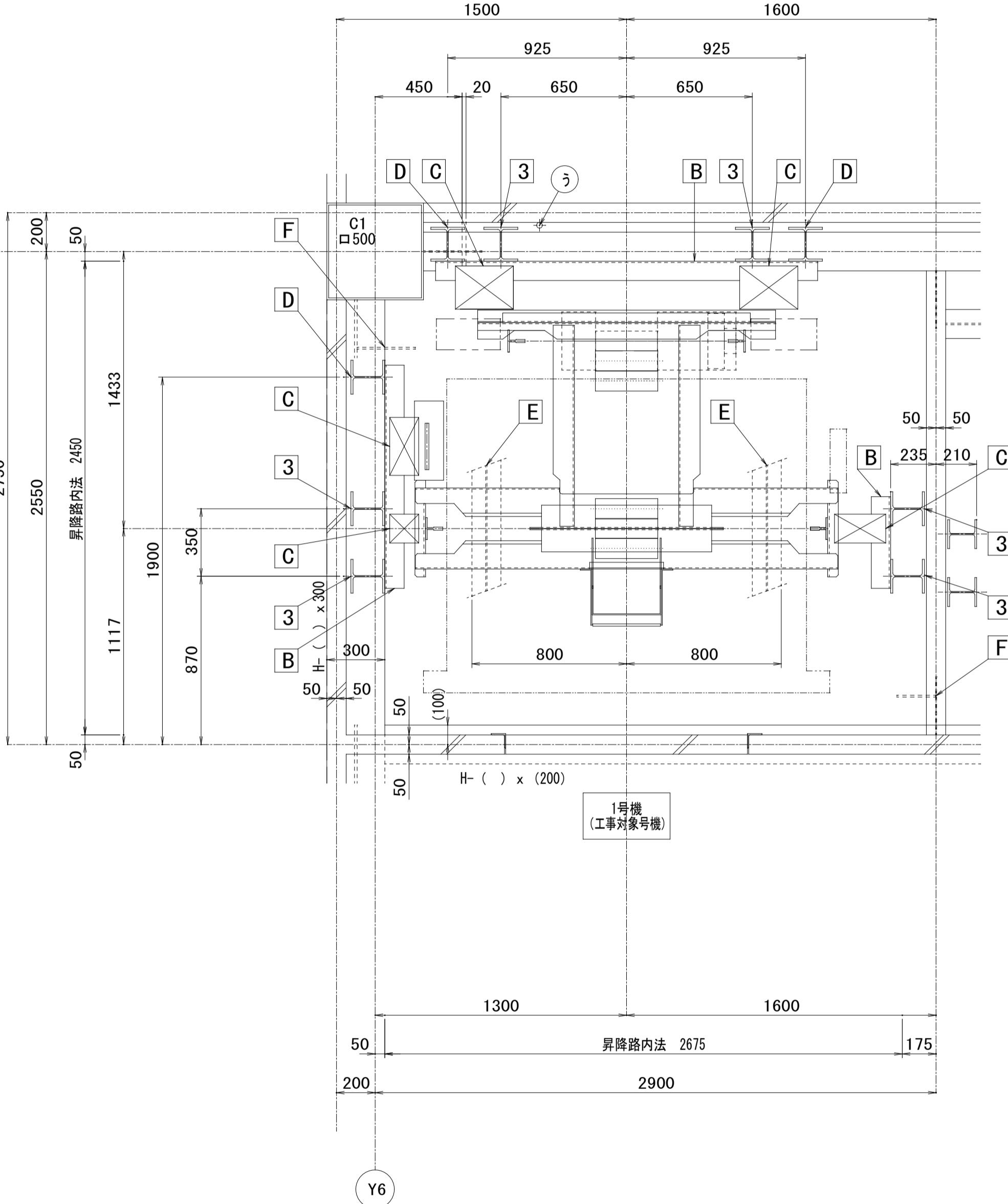
	用 途	乗 用 (非常用)
基 本 仕 様	制 御 方 式 (回 路 種 別)	交流可変周波数制御方式 (回生ドライブ付) ※PWMコンバーター (自励三相ブリッジ)
	操 作 方 式	方向性乗合全自動方式 (*将来 2台グループ運転)
	積 載 量	1150 kg (17 名)
	速 度	90 m/min
	電 動 機	AC 11.0 kW
	戸 の 形 式	2枚両引き戸
	主 索	t3 x W30 x 5本 (2 : 1)
	停 止 箇 所	10 箇所 (1 ~ 10 階)
	昇 降 行 程	33750 mm
	かご 内 法	間口 1800 x 奥行 1500 mm
	出 入 口	幅 1000 x 高さ 2100 mm
特 記 事 項	・常時主索検査装置 (パルスシステム)	
	・かごドア引き込まれ防止装置 (ハンドタッチセンサー)	
	・国交省新安全基準対応 (戸開走行保護装置付)	
	・地震時管制運転 (P+S波センサー) 3段設定 [リスタート運転機能付] 保守契約時オプションの自動診断復旧機能に対応可能	
	・昇降機耐震設計・施工指針2016年版対応	
	・停電時自動着床装置 (バッテリー運転)	
	・長周期地震対策付	
	・音声合成アナウンス装置 (エレボア)	
	・聴覚障がい者仕様	
	・多光軸ドアセンサー (MBDS)	
	・パーキングスイッチ付 1箇所 (1階乗場ボタン組込み)	
	・防犯カメラ (CFカード録画装置)	
	・BGM (非常放送兼) スピーカー	
	・インターホン親機 5局用 2箇所	
	・既設監視盤対応 (設置場所: エネルギーセンター、管理棟)	
	・かご天井 LED照明	
	・点検時給油不要エレベーター	

地震時による レール反力 (KH=0.6) (耐震設計 : A14)						
		R1	R2			
	カーボー側	5400	N	2700	N	
	カウンター側	8700	N	4400	N	

* 上記荷重につき 柱、梁のたわみは 5 mm以内
許容応力度は 235 N/mm²以下としてください

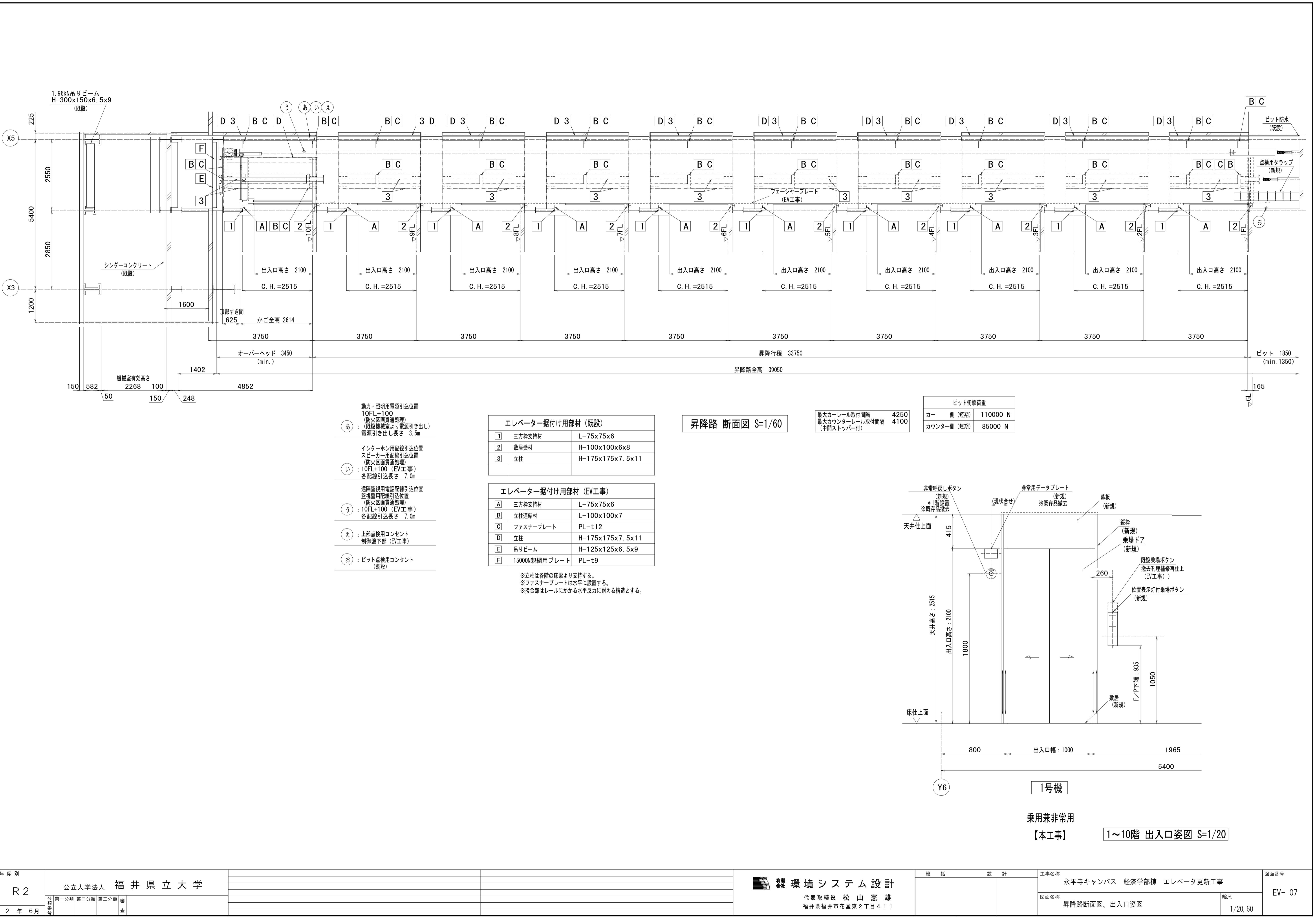


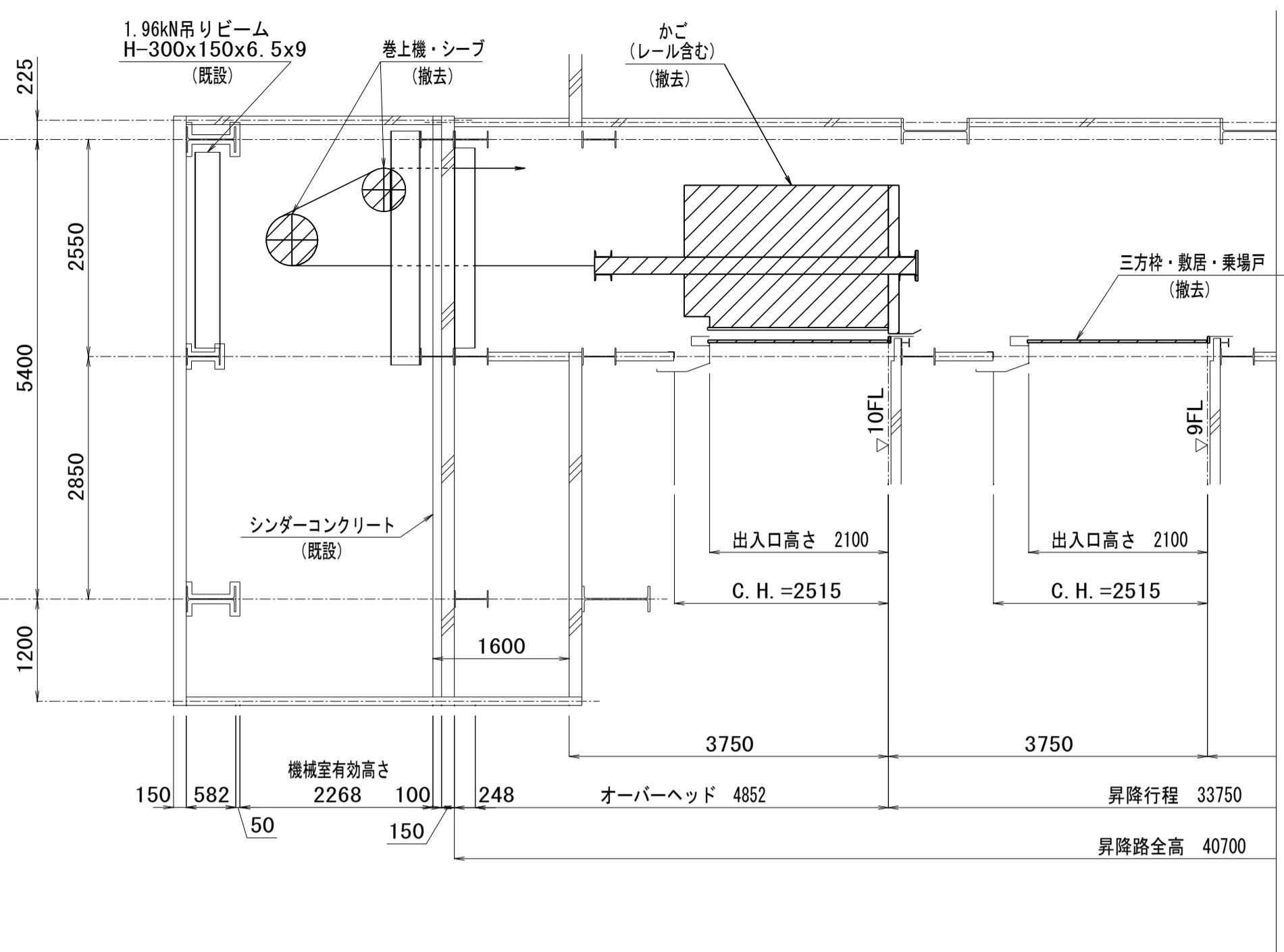
昇降路 平面図 S=1/20



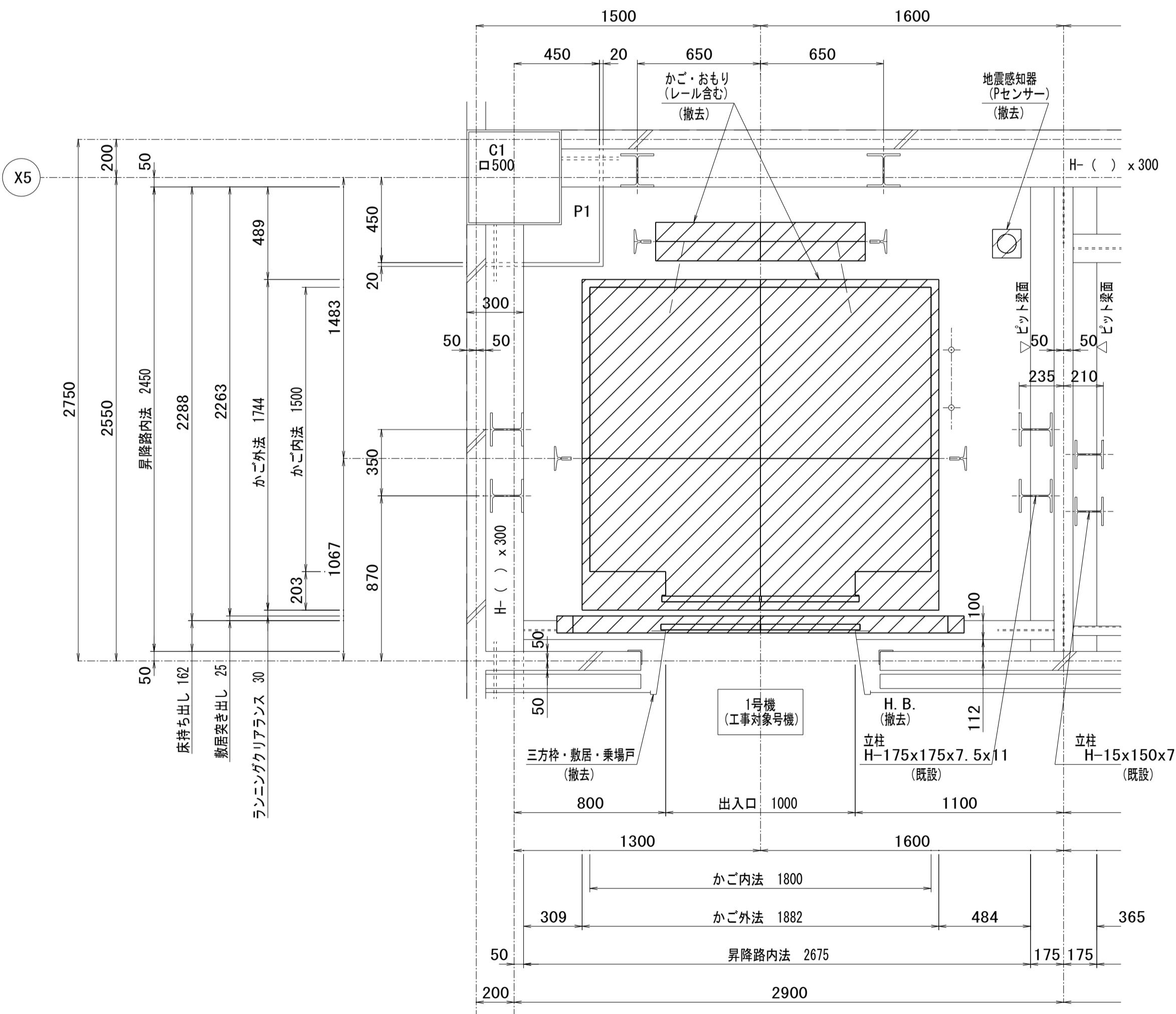
頂部 昇降路 平面図 S=1/20

	レール下部荷重	
A	36000 N	ピット衝撃荷重（短期） う : 10FL+100 (EV工事) 各配線引込長さ 7.0m
B	37000 N	
C	25000 N	
D	26000 N	F : 上部点検用コンセント 制御盤下部 (EV工事)





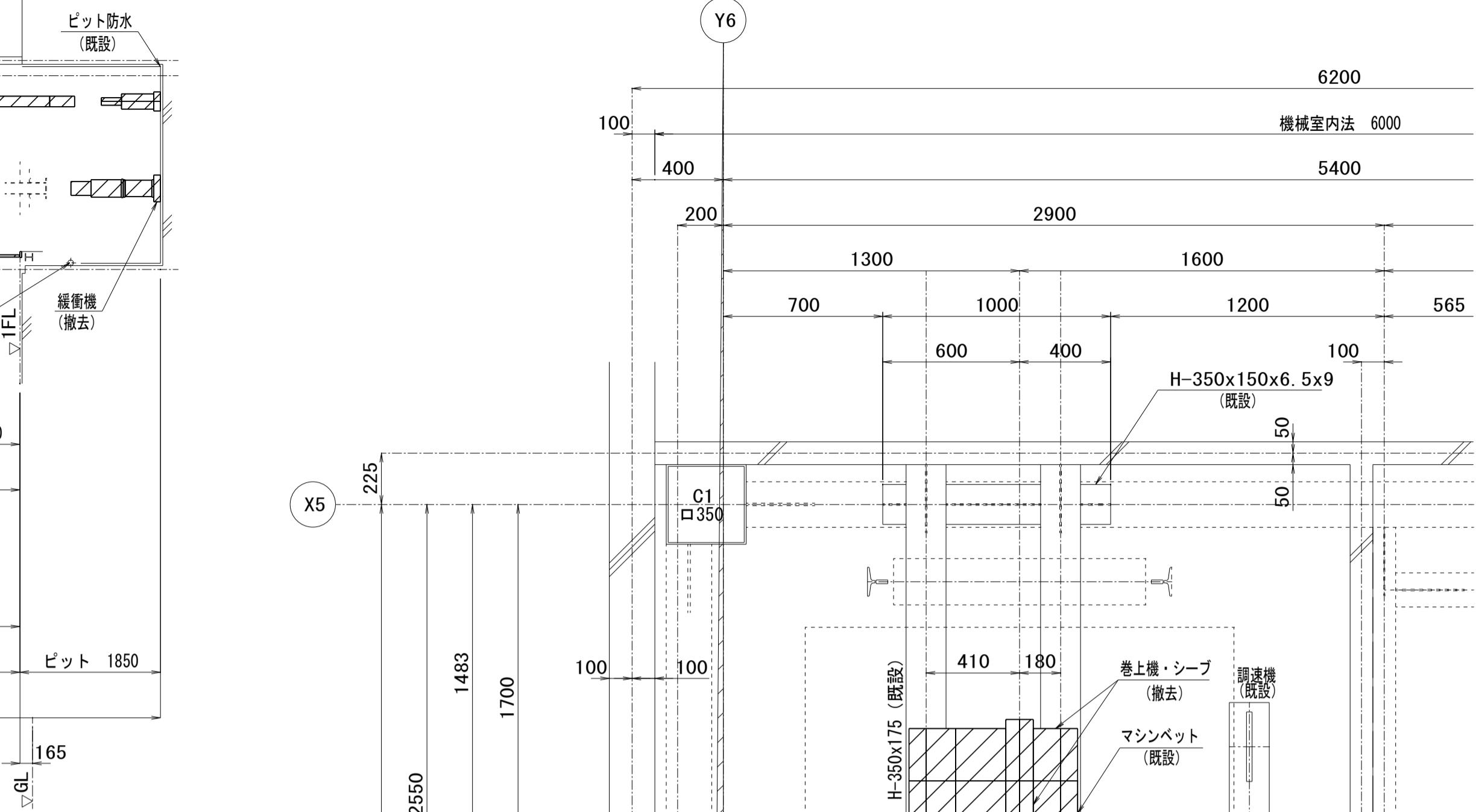
昇降路 断面図 S=1/60



昇降路 平面図 S=1/20

1号機エレベーター仕様	
用 途	乗用(兼非常用)
制 御 方 式	交流可変周波数制御方式
操 作 方 式	2台群乗合方式
基 本 横載量	1150 kg (17名)
速 度	90 m/min
電 動 機	AC 15.0 kW
扉	2枚両引き戸
主 索	φ12.5 x 5本 (1:1)
停 止 節 所	10箇所 (1~10階)
昇 降 行 程	33750 mm
か ご 内 法	間口 1800 x 奥行 1500 mm
出 入 口	幅 1000 x 高さ 2100 mm

部 : は撤去範囲を示す。



機械室 平面図 S=1/20

電気設備工事特記仕様書

(R2.4改訂)

I. 工事概要

1. 工事場所 吉田郡永平寺町松岡兼定島地係

2. 建物概要

棟名	構造	階数	延べ面積 (m ²)	消防法施行令別表第一	建築基準法別表第一の用途	備考
A : 経済学部棟	S造	10階	5182.57	7項	学校	
B :						
C :						
D :						

3. 工事種目 (●印を付けたものを適用し、各一式とする)

棟別および屋外 工事種目	適用区分				
	A	B	C	D	屋外
電灯設備	●	○	○	○	
動力設備	●	○	○	○	
電熱設備	○	○	○	○	○
雷保護設備	○	○	○	○	
受電変換設備	○	○	○	○	○
電力貯蔵設備	○	○	○	○	
発電設備	○	○	○	○	
構内情報通信網設備	○	○	○	○	
構内交換設備	●	○	○	○	
情報表示設備	○	○	○	○	
映像・音響設備	○	○	○	○	
拡声設備	●	○	○	○	
誘導支援設備	○	○	○	○	
テレビ共同受信設備	○	○	○	○	○
テレビ電波障害防除設備	○	○	○	○	○
監視カメラ設置	○	○	○	○	
駐車場監視設備	○	○	○	○	
防犯・入退室管理設備	○	○	○	○	
火災警報設備	○	○	○	○	
中央監視制御設備	○	○	○	○	
撤去工事	●	○	○	○	○
構内配電線路	(外灯設備も含む)				
構外通信線路					○

4. 別契約の関連工事

○建築関係工事 ○電気関係工事 ○給排水関係工事 ○空調関係工事
○その他工事 ()

5. 工期

別に示す公告等による。(但し、下記に指定する部分の工事については令和 年 月 日完成)

II. 工事仕様

1. 共通仕様

- 1) 現場説明書、特記仕様書、設計図面に記載がない事項は、国土交通省大臣官房官府営繕部の仕様書等による。「公共建築工事標準仕様書(電気設備工事編)」(平成31年版)。(以下、「標準仕様書」という。)
- 「公共建築改修工事標準仕様書(電気設備工事編)」(平成31年版)。(以下、「改修標準仕様書」という。)
- 「公共建築設備工事標準規格(電気設備工事編)」(平成31年版)。(以下、「標準規格」という。)
- 2) 工事種目に機械設備工事および建築工事を含む場合、その仕様は当該図面による。
- 3) 設計変更の対象項目および手続きならびに工事一時中止に係る手続き等は、「工事請負契約におけるガイドライン(総合版)」(福井県土木部)による。

2. 特記仕様

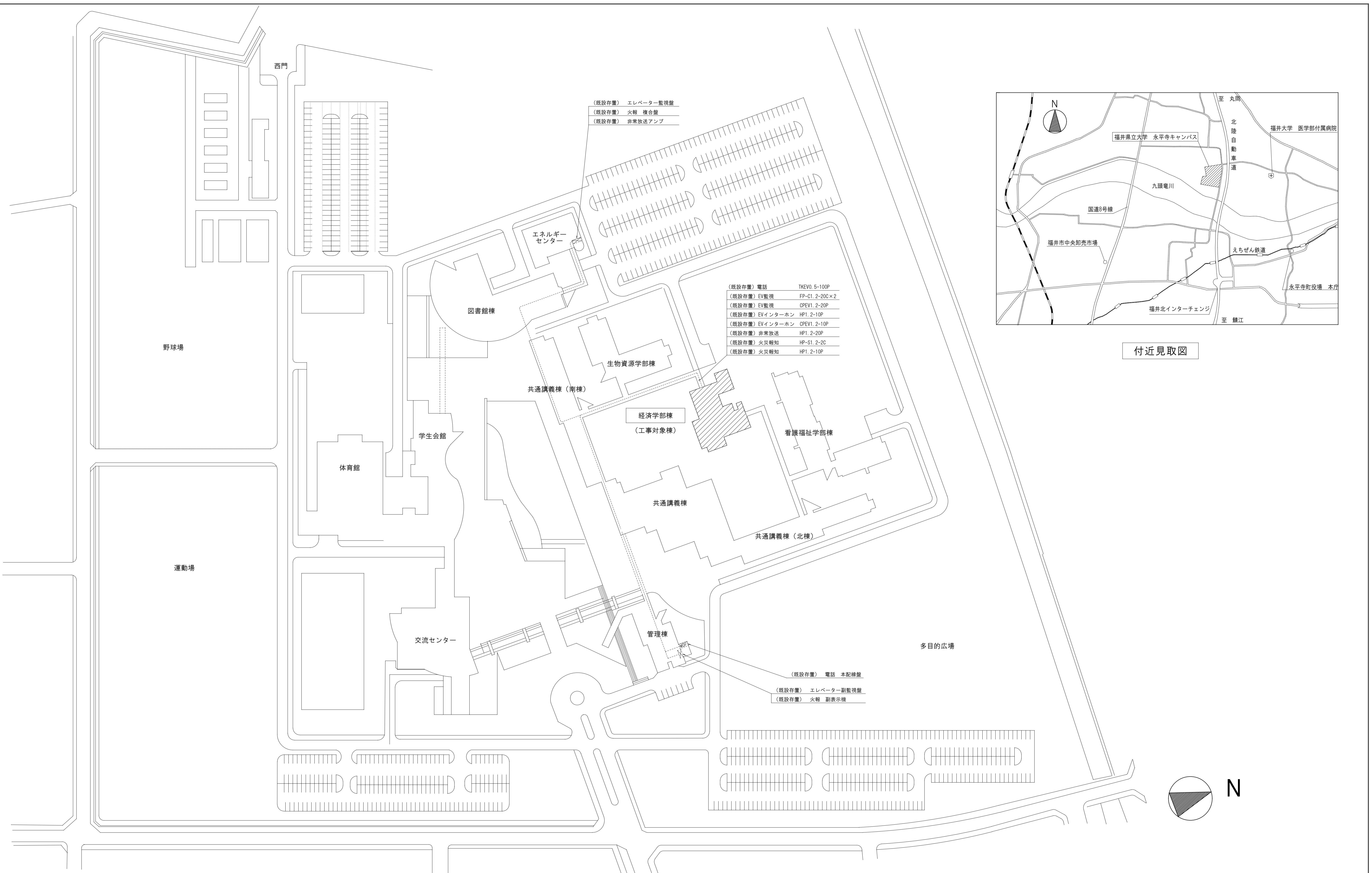
- 1) 項目および特記事項は、※、●印のついたものを本工事に適用する。ただし、●印のない場合は※印を適用する。

章	項目	特記事項
一 般 事 項	●施工条件	現場説明書による。
	●事務処理	福井県営繕工事監督事務処理要領による。
	●近接工事の間接費等の調整について	密接に關係のある同一工事区内の追加工事(同一工種は限らない)を現工事と同一施工業者が落札した場合は、両工事を合算したもので落札後調整を行う。
	●施工計画書	標準仕様書第1編1.2.2により施工計画書を作成し、監督職員に提出する。
	●施工体制の確保	建設業法によるほか、下記により工事現場における適正な施工体制の確保を図る。
	(1) 提出書類	1 施工体制台帳および施工体系図の写し 2 工事担当技術者台帳の写し 監理技術者および主任技術者(下請負を含む)の顔写真、氏名、生年月日、所属会社名を記載し、施工体制台帳または施工計画書に添付する。 3 工事元請・下請関係者届出書 該当なき場合はその旨を記入し提出する。
	(2) 工事実績情報の登録	工事実績情報の登録(工事請負金額が500万円以上の工事) 工事実績情報サービス(OIRINS)に基づき、工事の受注・変更・完成・訂正時に工事実績情報をして「登録のための確認のお願い」を作成し監督職員の確認を受けたうえ、期限内に登録機関に登録申請をしなければならない。 また、登録完了後は「登録内容確認書」をたてて監督職員に提出しなければならない。
	(3) 名札の着用	監理技術者および主任技術者(下請負を含む)および元請業者の専門技術者は、工事現場において、工事名、工期、顔写真、氏名、所属会社名、社印および発行年月日が記載された名札を着用する。
	●官公署への手続き	工事に必要な官公署等への手続きは標準仕様書第1編1.1.3は改修標準仕様書第1編1.1.3による。官公署等への諸手続および費用は受注者の負担とする。
	●主任技術者等の資格	別に示す公告等による。
	●下請負人の選定	下請負人を選定する場合には、福井県内に主たる営業所を有する者の中から選定すること。ただし、あらかじめ書面による承諾を受けた場合は、この限りではない。(福井県建設工事請負請款通正化指導要綱第1条)
	●公共事業労務費調査	公共事業労務費調査の対象工事となった場合(工期経過後も同様)には、調査票の記入等について必要な協力をを行う。

年度別	公立大学法人 福井県立大学	分類番号 第一分類 第二分類 第三分類	審査
R 2			2年 6月

●工事用資材の選定	工事材料や物品等の調達においては、福井県内に主たる営業所を有する者の中からの調達および県産品の利用に努める。また工事完成時に県産品用実績報告書を監督職員に提出する。	○仮設間仕切り	屋内に仮設間仕切りを設ける場合は、改修標準仕様書第1編2.2.3による。	●完成時の提出図書等	(1) 標準仕様書および改修標準仕様書による完成図等を作成し、監督職員に提出する。電子納品によるほか、提出部数および作成様式等は下記のとおりとする。
●設備機材等	本工事に使用する設備機材等は、設計図面に規定するもの、または、これらと同等のものとする。ただし、これらと同等のものとする場合は、監督職員の承諾を受ける。	●養生	既存部分の養生 ※行う 養生の方法 ※改修標準仕様書による () 固定された備品、机・ロッカ等移動・復旧 ○行う 数量等 () ※行わない	種類区分	原図 製本 備考
	また、設備機材等の製造者は、次の(1)~(6)の事項を満たすものとし、証明となる資料または外部機関が発行する資料等を監督職員に提出して承諾を受けるものとする。	●後片付け	改修標準仕様書第1編1.3.10または改修標準仕様書第1編7節による。	※変更設計図	1部
	(1) 品質および性能に関する試験データが整備されていること。 (2) 生産施設および品質の管理が適切に行われていること。 (3) 安定的な供給が可能であること。 (4) 法令等に定める許可、認可、認定または免許等を取得していること。 (5) 製造または施工の実績があり、その信頼性があること。 (6) 販売、保守等の営業体制が整えられていること。	●撤去	撤去を行う場合は、改修標準仕様書第1編1.3.11による。 工作物撤去後の補修は(※モルタル補修 ○)とする。	※完成図	1部 (注2)
	●再使用機材	取外した上再使用する機材は、清掃を行い、絶縁状態を確認後に取付けるほか、改修標準仕様書第1編1.4.3による。なお照明器具等の見えがかり部分は、洗剤を使用するなどして十分に清掃を行う。	※保全に関する資料	2部	
	●発生材の処理等	(1) 標準仕様書第1編1.3.9または改修標準仕様書第1編1章第9節による。 引き渡しを受けるもの ※なし ○あり (O)金属類 ○盤類 ○電線、ケーブル ○機器類 ○) 家電リサイクル法による処分を受けるもの ○なし ○あり(図示)	○長期保全計画書	2部	
	(2) 本工事に使用する資材等は、設計図面に規定する所要の品質および性能を有すると共に、建築材料等の使用制限	(2) 改修標準仕様書第1編1.3.10または改修標準仕様書第1編7節による。	注1 : 原図は施設面に面ホルダーに収納する。 注2 : 完成図白焼製 A1版(※1部 ○部)、A3版1部を提出する。 (2) 保守点検に必要な工具類一式を、監督職員に提出する。	●設計図	O設計図 A1の白焼きを()部、A3の白焼きを()部製本し提出する。
	●工事検査・技術検査	監督職員の指示による。	●著作権等	当該建物において取得する、施工図等の著作権に係わる当該建物に限る使用権は、発注者に委託するものとする。	
	○工事成績評定の対象 (工事成績評定要領 第2条)	※請負金額250万円以上の場合、評定する。 ○250万円未満の場合、評定しない。 O評定しない(応急工事 ○取扱解体工事 ○土砂搬戻工事 ○規格品付工事 ○規格品交換工事 ○部品交換工事(オーバーホール含む) ○その他)	○一年点検	受注者は「県有施設一年点検実施要領」に基づき一年点検を実施し、報告書を提出する。 施工上の瑕疵による不良箇所があれば改修する。	
	●機材等の検査・試験	標準仕様書による。	●耐震施工	設備機器の固定は、「建築設備耐震設計・施工指針2014年版」(独立行政法人建築研究所監修)により、基礎、架台、アンカーボルトについて耐震強度計算書を監督職員に提出し、承諾を受けるものとする。 なお、基礎施工要領は標準規格(機械設備工事編)(施工25~29)による。	
	●工事検査・技術検査	監督職員の指示による。	●設計図	O設計図 A1の白焼きを()部、A3の白焼きを()部製本し提出する。	
	○工事成績評定の対象 (工事成績評定要領 第2条)	※請負金額250万円以上の場合、評定する。 ○250万円未満の場合、評定しない。 O評定しない(応急工事 ○取扱解体工事 ○土砂搬戻工事 ○規格品付工事 ○規格品交換工事 ○部品交換工事(オーバーホール含む) ○その他)	●著作権等	当該建物において取得する、施工図等の著作権に係わる当該建物に限る使用権は、発注者に委託するものとする。	
	●機材等の検査・試験	標準仕様書による。	○一年点検	受注者は「県有施設一年点検実施要領」に基づき一年点検を実施し、報告書を提出する。 施工上の瑕疵による不良箇所があれば改修する。	
	●工事検査・技術検査	監督職員の指示による。	●耐震施工	設備機器の固定は、「建築設備耐震設計・施工指針2014年版」(独立行政法人建築研究所監修)により、基礎、架台、アンカーボルトについて耐震強度計算書を監督職員に提出し、承諾を受けるものとする。 なお、基礎施工要領は標準規格(機械設備工事編)(施工25~29)による。	
	○工事成績評定の対象 (工事成績評定要領 第2条)	※請負金額250万円以上の場合、評定する。 ○250万円未満の場合、評定しない。 O評定しない(応急工事 ○取扱解体工事 ○土砂搬戻工事 ○規格品付工事 ○規格品交換工事 ○部品交換工事(オーバーホール含む) ○その他)	●設計図	O設計図 A1の白焼きを()部、A3の白焼きを()部製本し提出する。	
	●機材等の検査・試験	標準仕様書による。	●著作権等	当該建物において取得する、施工図等の著作権に係わる当該建物に限る使用権は、発注者に委託するものとする。	
	●工事検査・技術検査	監督職員の指示による。	○一年点検	受注者は「県有施設一年点検実施要領」に基づき一年点検を実施し、報告書を提出する。 施工上の瑕疵による不良箇所があれば改修する。	
	●機材等の検査・試験	標準仕様書による。	●耐震施工	設備機器の固定は、「建築設備耐震設計・施工指針2014年版」(独立行政法人建築研究所監修)により、基礎、架台、アンカーボルトについて耐震強度計算書を監督職員に提出し、承諾を受けるものとする。 なお、基礎施工要領は標準規格(機械設備工事編)(施工25~29)による。	
	●工事検査・技術検査	監督職員の指示による。	●設計図	O設計図 A1の白焼きを()部、A3の白焼きを()部製本し提出する。	
	○工事成績評定の対象 (工事成績評定要領 第2条)	※請負金額250万円以上の場合、評定する。 ○250万円未満の場合、評定しない。 O評定しない(応急工事 ○取扱解体工事 ○土砂搬戻工事 ○規格品付工事 ○規格品交換工事 ○部品交換工事(オーバーホール含む) ○その他)	●著作権等	当該建物において取得する、施工図等の著作権に係わる当該建物に限る使用権は、	

●電線管 (埋込配管・露出配管)	(1) 電線管表示 (19) (25) ~ (75) で特記なき場合は、ねじなし電線管とする。 (2) 梁の中に配管する場合は、主筋に近接して沿わせない。また、梁面より 100mm 以上 の間隔を保てて設する。 (3) 最上端天井スラブ(屋上スラブ)には、原則として埋込配管を行わない。 (4) 埋込配管は、(P F 2) 以下、(E 3) 以下とし、スラブ厚の 1/4 を超える外径 の配管は埋込しない。 (5) P F 管を使用する場合は、管相互との離隔および平行する配筋との離隔は 30mm 以上 とする。 (6) 分電盤、端子盤の 2 次側配線で配線が 10 本以上集中する場所は、第 1 ボックスまで銅 製電線管で施工する。 (7) 屋外の露外配管は以下による。 ※厚鋼電線管(溶融亜鉛めっき 亜鉛付着量 300g/m²以上) ○図示 (8) 屋内の露出配管は以下による。 ※ねじなし電線管 ○図示	●工事範囲 - 配管 ○機器取付 ○機器移設・改設 ○取外し再取付 - 照明制御装置 照明制御装置の各センサーの設定は、監督職員の指示による。 - 増幅器 ○自動放送はアッテネーターを経由した回路とする。 - スピーカ 特記なきスピーカーは、(SCS 6 H i-1V 3-M ○) とする。 ●工事範囲 - 配管 ○機器取付 ○機器移設・改設 ○取外し再取付 - 多重重伝送御システム 多重伝送御システムの設定は、監督職員の指示による。 - システム設定器を (個) 記載すること。 ●工事範囲 - 配管 ○機器取付 ○機器移設・改設 ○取外し再取付 - LED 制御装置の種類・電圧は、標準図又は J I L 5 0 0 4 「公共施設用照明器具」 (以下、「J I L」という。) に指定のあるものを除き下記による。 - 器 具 の 種 類 制御装置の種類 電圧 (V) - L E D 灯 調光信号線が接続された機器 L X または L Z 回路電圧による (個別通信制御を除く) 上記以外 L N または L J 回路電圧による L E D 灯はユニバーサル電圧 (100 ~ 242 V 等) 対応品でもよい。 ●工事範囲 - 配管 ○機器取付 ○機器移設・改設 ○取外し再取付 - 電界強度測定 測定チャンネルは、監督職員と協議する。 ●工事範囲 - 配管 ○機器取付 ○機器移設・改設 ○取外し再取付 - 防水形照明器具 標準仕様書第 2 編 1.19.1 (a) に規定する防水試験を行う。 ●工事範囲 - 配管 ○機器取付 ○機器移設・改設 ○取外し再取付 - フロアコンセント ○引出し形 ○飛び出し形 ○内部固定形 ○外部固定形 ○OA フロア用 ●分電盤等 - (1) 本工事の分電盤、OA 盤、実験盤で、分岐に用いる配線用遮断器および漏電遮断器の寸法は、J I S C 8 2 0 1 - 2 - 1 「低圧開閉装置および制御装置 第 2 - 1 部 回路遮断器 (配線用遮断器およびその他の遮断器)」、同付属書 JC 「電灯分電盤用協約形回路遮断器」、J I S C 8 2 0 1 - 2 - 2 「低圧開閉装置および制御装置 第 2 - 2 部 漏電遮断器」、同付属書 JC 「電灯分電盤用協約形漏電遮断器」による。 - (2) 特記なき場合、分岐に用いる 2 枚の配線用遮断器および漏電遮断器は、1 枚サイズのものとする。 - (3) S P D 分離器 (配線用遮断器) は警報点付きとする。 - (4) S P D 分離器は、監督職員の承諾を受けて変更することができる。 - (5) OA 盤の端子盤部に (※通気口 ○冷却用ファン) を設ける。 ●位置ボックス等 - (1) 天井掘削への位置ボックスは、ケーブル記録で端末となる所には設けなくてよい。 - (2) 結露するおそれのある外壁に埋込む場合は、結露防止断熱カバーを取付ける。 - (3) 盤類取付ボルトは必要以上に盤内に出さないようにする。また、耐震壁および外壁には盤を埋込まない。 - (4) 樹脂管で配管する場合は、合成樹脂ボックスを使用する。 (耐熱性切替 (軽量鉄骨下地) 内の場合は図示記載による) ●予備配管 - (1) 分電盤の予備の配線用遮断器が 4 個以下の場合は (25) を 1 本、5 個以上の場合は (25) を 2 本天井内まで立上げる。 - (2) 端子盤の立上がり予備配管は、5 P O を超えるものについては、5 P O 毎に (25) を 1 本天井内まで立上げる。 - (3) ケーブルロックの防火区画貫通部に、(51) を 1 本以上設ける。 ●フラッシュプレート - ※金属性 (ステンレス、新金属も含む) ○樹脂製 ●オフロアプレート - 水平高低調整式 (空転防止付りんぎ付、OA フロア一部を除く) ・ベース ※砲金製 ○アルミ製 ●機器取付高さ - 図面に特記なき場合は、表-1 「機器標準取付高さ」による。 ●図示寸法 - 盤その他の機器類について図示した寸法は参考値とする。 ●地中埋設管 - (1) 埋設深度は、次のとおりとする。 ※地表面 (舗装がある場合は、舗装下面 (路盤)) から 300mm 以上 ○引込管、高圧綫路、車両通路等 地表面から 600mm 以上 - (2) 管径は 200mm 以下とする。 - (3) 配管下端 (管底 -100mm) および配管上端 (管頂 +100mm) に砂地業 (山砂類または再生材) を施したあと、根切り土の中の良質土で埋戻す。 - (4) 埋設表示 ●標識シート (中間) - ※高圧 ○低圧 ○データ回線等 ●埋設標 - ※高圧 ○低圧 ○データ回線等 ●接地工事 - 接地理設標は文字刻印式とする。 分電盤等の接地線は屋外にて埋設し、接地埋設表示を行う。 接地理料は、図面に特記なき場合は、表-2 「接地理一覧表」による。 ●鋼材および防錆処理 - (1) 配管等の支持金物・鋼製架台・機器付属金物 - ① 一般部 ※SS400 - ② 屋外部 ※SS400 (溶融亜鉛めっき (J I S H 8 6 4 1) ※HDZ35 OHDZ50 OHDZ55) ○ステンレス鋼製 (SUS 304) - 屋外部のボルト、ナット材質は上記に準ずる。 - (2) 屋外の盤類・開閉器箱・地絡指向電線装置箱・ブルボックスまたは鋼板製プレート ※SS400 (溶融亜鉛めっき (J I S H 8 6 4 1) ※HDZ35 OHDZ50 OHDZ55) ○ステンレス鋼製 (SUS 304) - (3) 屋内部分で湿気、水気のある部分の鋼板製函または鋼板製プレート ※SS400 (溶融亜鉛めっき (J I S H 8 6 4 1) ※HDZ35 OHDZ50 OHDZ55) ○ステンレス鋼製 (SUS 304) ●塗装工事 - 図面に特記がない場合、機器および盤類は製造者の標準仕様とする。 ●他工事との取り合い - 表-3 「工事区分表」によるほか、機器の設置位置等取り合いの検討できる施工図を提出し、監督職員の承諾を受ける。 ●総合調整 - 関連工事と連係し総合調整を行う。停電・復電時の動作確認を行う。	●工事範囲 - 配管 ○機器取付 ○機器移設・改設 ○取外し再取付 - 照明制御装置 照明制御装置の各センサーの設定は、監督職員の指示による。 - 増幅器 ○自動放送はアッテネーターを経由した回路とする。 - スピーカ 特記なきスピーカーは、(SCS 6 H i-1V 3-M ○) とする。 ●工事範囲 - 配管 ○機器取付 ○機器移設・改設 ○取外し再取付 - 多重重伝送御システム 多重伝送御システムの設定は、監督職員の指示による。 - システム設定器を (個) 記載すること。 ●工事範囲 - 配管 ○機器取付 ○機器移設・改設 ○取外し再取付 - LED 制御装置の種類・電圧は、標準図又は J I L 5 0 0 4 「公共施設用照明器具」 (以下、「J I L」という。) に指定のあるものを除き下記による。 - 器 具 の 種 類 制御装置の種類 電圧 (V) - L E D 灯 調光信号線が接続された機器 L X または L Z 回路電圧による (個別通信制御を除く) 上記以外 L N または L J 回路電圧による L E D 灯はユニバーサル電圧 (100 ~ 242 V 等) 対応品でもよい。 ●工事範囲 - 配管 ○機器取付 ○機器移設・改設 ○取外し再取付 - 電界強度測定 測定チャンネルは、監督職員と協議する。 ●工事範囲 - 配管 ○機器取付 ○機器移設・改設 ○取外し再取付 - 防水形照明器具 標準仕様書第 2 編 1.19.1 (a) に規定する防水試験を行う。 ●工事範囲 - 配管 ○機器取付 ○機器移設・改設 ○取外し再取付 - フロアコンセント ○引出し形 ○飛び出し形 ○内部固定形 ○外部固定形 ○OA フロア用 ●分電盤等 - (1) 本工事の分電盤、OA 盤、実験盤で、分岐に用いる配線用遮断器および漏電遮断器の寸法は、J I S C 8 2 0 1 - 2 - 1 「低圧開閉装置および制御装置 第 2 - 1 部 回路遮断器 (配線用遮断器およびその他の遮断器)」、同付属書 JC 「電灯分電盤用協約形回路遮断器」、J I S C 8 2 0 1 - 2 - 2 「低圧開閉装置および制御装置 第 2 - 2 部 漏電遮断器」、同付属書 JC 「電灯分電盤用協約形漏電遮断器」による。 - (2) 特記なき場合、分岐に用いる 2 枚の配線用遮断器および漏電遮断器は、1 枚サイズのものとする。 - (3) S P D 分離器 (配線用遮断器) は警報点付きとする。 - (4) S P D 分離器は、監督職員の承諾を受けて変更することができる。 - (5) OA 盤の端子盤部に (※通気口 ○冷却用ファン) を設ける。 ●位置ボックス等 - (1) 天井掘削への位置ボックスは、ケーブル記録で端末となる所には設けなくてよい。 - (2) 結露するおそれのある外壁に埋込む場合は、結露防止断熱カバーを取付ける。 - (3) 盤類取付ボルトは必要以上に盤内に出さないようにする。また、耐震壁および外壁には盤を埋込まない。 - (4) 樹脂管で配管する場合は、合成樹脂ボックスを使用する。 (耐熱性切替 (軽量鉄骨下地) 内の場合は図示記載による) ●予備配管 - (1) 分電盤の予備の配線用遮断器が 4 個以下の場合は (25) を 1 本、5 個以上の場合は (25) を 2 本天井内まで立上げる。 - (2) 端子盤の立上がり予備配管は、5 P O を超えるものについては、5 P O 毎に (25) を 1 本天井内まで立上げる。 - (3) ケーブルロックの防火区画貫通部に、(51) を 1 本以上設ける。 ●フラッシュプレート - ※金属性 (ステンレス、新金属も含む) ○樹脂製 ●オフロアプレート - 水平高低調整式 (空転防止付りんぎ付、OA フロア一部を除く) ・ベース ※砲金製 ○アルミ製 ●機器取付高さ - 図面に特記なき場合は、表-1 「機器標準取付高さ」による。 ●図示寸法 - 盤その他の機器類について図示した寸法は参考値とする。 ●地中埋設管 - (1) 埋設深度は、次のとおりとする。 ※地表面 (舗装がある場合は、舗装下面 (路盤)) から 300mm 以上 ○引込管、高圧綫路、車両通路等 地表面から 600mm 以上 - (2) 管径は 200mm 以下とする。 - (3) 配管下端 (管底 -100mm) および配管上端 (管頂 +100mm) に砂地業 (山砂類または再生材) を施したあと、根切り土の中の良質土で埋戻す。 - (4) 埋設表示 ●標識シート (中間) - ※高圧 ○低圧 ○データ回線等 ●埋設標 - ※高圧 ○低圧 ○データ回線等 ●接地工事 - 接地理設標は文字刻印式とする。 分電盤等の接地線は屋外にて埋設し、接地埋設表示を行う。 接地理料は、図面に特記なき場合は、表-2 「接地理一覧表」による。 ●鋼材および防錆処理 - (1) 配管等の支持金物・鋼製架台・機器付属金物 - ① 一般部 ※SS400 - ② 屋外部 ※SS400 (溶融亜鉛めっき (J I S H 8 6 4 1) ※HDZ35 OHDZ50 OHDZ55) ○ステンレス鋼製 (SUS 304) - 屋外部のボルト、ナット材質は上記に準ずる。 - (2) 屋外の盤類・開閉器箱・地絡指向電線装置箱・ブルボックスまたは鋼板製プレート ※SS400 (溶融亜鉛めっき (J I S H 8 6 4 1) ※HDZ35 OHDZ50 OHDZ55) ○ステンレス鋼製 (SUS 304) - (3) 屋内部分で湿気、水気のある部分の鋼板製函または鋼板製プレート ※SS400 (溶融亜鉛めっき (J I S H 8 6 4 1) ※HDZ35 OHDZ50 OHDZ55) ○ステンレス鋼製 (SUS 304) ●塗装工事 - 図面に特記がない場合、機器および盤類は製造者の標準仕様とする。 ●他工事との取り合い - 表-3 「工事区分表」によるほか、機器の設置位置等取り合いの検討できる施工図を提出し、監督職員の承諾を受ける。 ●総合調整 - 関連工事と連係し総合調整を行う。停電・復電時の動作確認を行う。	●工事範囲 - 配管 ○機器取付 ○機器移設・改設 ○取外し再取付 - 照明制御装置 照明制御装置の各センサーの設定は、監督職員の指示による。 - 増幅器 ○自動放送はアッテネーターを経由した回路とする。 - スピーカ 特記なきスピーカーは、(SCS 6 H i-1V 3-M ○) とする。 ●工事範囲 - 配管 ○機器取付 ○機器移設・改設 ○取外し再取付 - 多重重伝送御システム 多重伝送御システムの設定は、監督職員の指示による。 - システム設定器を (個) 記載すること。 ●工事範囲 - 配管 ○機器取付 ○機器移設・改設 ○取外し再取付 - LED 制御装置の種類・電圧は、標準図又は J I L 5 0 0 4 「公共施設用照明器具」 (以下、「J I L」という。) に指定のあるものを除き下記による。 - 器 具 の 種 類 制御装置の種類 電圧 (V) - L E D 灯 調光信号線が接続された機器 L X または L Z 回路電圧による (個別通信制御を除く) 上記以外 L N または L J 回路電圧による L E D 灯はユニバーサル電圧 (100 ~ 242 V 等) 対応品でもよい。 ●工事範囲 - 配管 ○機器取付 ○機器移設・改設 ○取外し再取付 - 電界強度測定 測定チャンネルは、監督職員と協議する。 ●工事範囲 - 配管 ○機器取付 ○機器移設・改設 ○取外し再取付 - 防水形照明器具 標準仕様書第 2 編 1.19.1 (a) に規定する防水試験を行う。 ●工事範囲 - 配管 ○機器取付 ○機器移設・改設 ○取外し再取付 - フロアコンセント ○引出し形 ○飛び出し形 ○内部固定形 ○外部固定形 ○OA フロア用 ●分電盤等 - (1) 本工事の分電盤、OA 盤、実験盤で、分岐に用いる配線用遮断器および漏電遮断器の寸法は、J I S C 8 2 0 1 - 2 - 1 「低圧開閉装置および制御装置 第 2 - 1 部 回路遮断器 (配線用遮断器およびその他の遮断器)」、同付属書 JC 「電灯分電盤用協約形回路遮断器」、J I S C 8 2 0 1 - 2 - 2 「低圧開閉装置および制御装置 第 2 - 2 部 漏電遮断器」、同付属書 JC 「電灯分電盤用協約形漏電遮断器」による。 - (2) 特記なき場合、分岐に用いる 2 枚の配線用遮断器および漏電遮断器は、1 枚サイズのものとする。 - (3) S P D 分離器 (配線用遮断器) は警報点付きとする。 - (4) S P D 分離器は、監督職員の承諾を受けて変更することができる。 - (5) OA 盤の端子盤部に (※通気口 ○冷却用ファン) を設ける。 ●位置ボックス等 - (1) 天井掘削への位置ボックスは、ケーブル記録で端末となる所には設けなくてよい。 - (2) 結露するおそれのある外壁に埋込む場合は、結露防止断熱カバーを取付ける。 - (3) 盤類取付ボルトは必要以上に盤内に出さないようにする。また、耐震壁および外壁には盤を埋込まない。 - (4) 樹脂管で配管する場合は、合成樹脂ボックスを使用する。 (耐熱性切替 (軽量鉄骨下地) 内の場合は図示記載による) ●予備配管 - (1) 分電盤の予備の配線用遮断器が 4 個以下の場合は (25) を 1 本、5 個以上の場合は (25) を 2 本天井内まで立上げる。 - (2) 端子盤の立上がり予備配管は、5 P O を超えるものについては、5 P O 毎に (25) を 1 本天井内まで立上げる。 - (3) ケーブルロックの防火区画貫通部に、(51) を 1 本以上設ける。 ●フラッシュプレート - ※金属性 (ステンレス、新金属も含む) ○樹脂製 ●オフロアプレート - 水平高低調整式 (空転防止付りんぎ付、OA フロア一部を除く) ・ベース ※砲金製 ○アルミ製 ●機器取付高さ - 図面に特記なき場合は、表-1 「機器標準取付高さ」による。 ●図示寸法 - 盤その他の機器類について図示した寸法は参考値とする。 ●地中埋設管 - (1) 埋設深度は、次のとおりとする。 ※地表面 (舗装がある場合は、舗装下面 (路盤)) から 300mm 以上 ○引込管、高圧綫路、車両通路等 地表面から 600mm 以上 - (2) 管径は 200mm 以下とする。 - (3) 配管下端 (管底 -100mm) および配管上端 (管頂 +100mm) に砂地業 (山砂類または再生材) を施したあと、根切り土の中の良質土で埋戻す。 - (4) 埋設表示 ●標識シート (中間) - ※高圧 ○低圧 ○データ回線等 ●埋設標 - ※高圧 ○低圧 ○データ回線等 ●接地工事 - 接地理設標は文字刻印式とする。 分電盤等の接地線は屋外にて埋設し、接地埋設表示を行う。 接地理料は、図面に特記なき場合は、表-2 「接地理一覧表」による。 ●鋼材および防錆処理 - (1) 配管等の支持金物・鋼製架台・機器付属金物 - ① 一般部 ※SS400 - ② 屋外部 ※SS400 (溶融亜鉛めっき (J I S H 8 6 4 1) ※HDZ35 OHDZ50 OHDZ55) ○ステンレス鋼製 (SUS 304) - 屋外部のボル

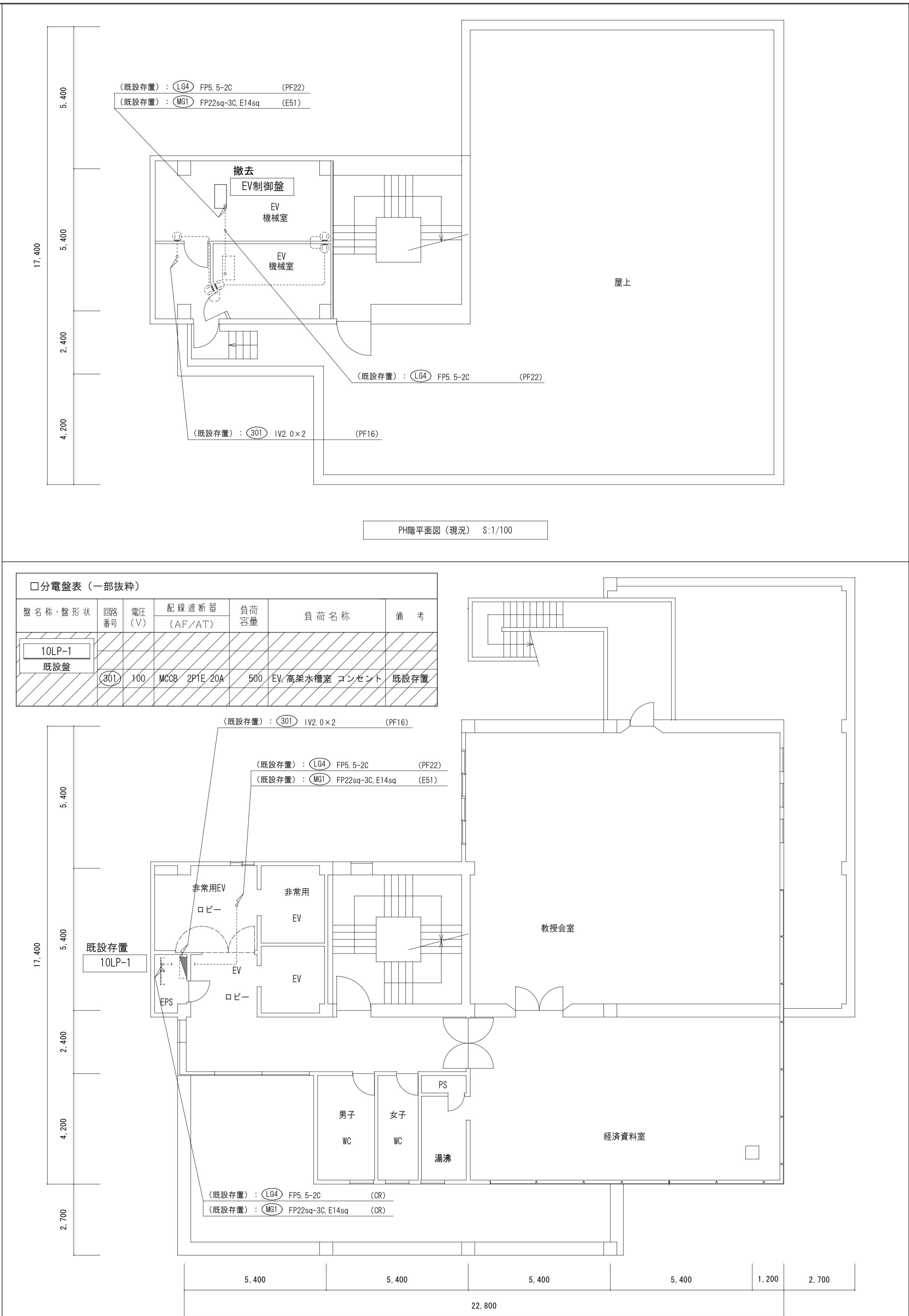




□分電盤表(一部抜粋)						
盤名・盤形状	回路番号	電圧(V)	配線遮断器(AF/AT)	負荷容量	負荷名称	備考
非常電灯盤 既設盤	(L64)	100	MCCB 3P3E 50A	2,000	エレベータコジセント	既設存置
非常動力盤 既設盤	(M61)	200	MCCB 3P3E 100A	15,000	非常用EV制御盤	既設存置
1LP-1 既設盤	(108)	100	MCCB 2P1E 20A	400	廊下、EVピットコンセント	既設存置

年度別	公立大学法人 福井県立大学	第一分類	第二分類	第三分類	審査
R 2					

分類番号	第一分類	第二分類	第三分類	審査
2年 6月				



会社名	環境システム設計	総括	設計	工事名称	図面番号
代表取締役 松山憲雄				永平寺キャンパス 経済学部棟 エレベーター更新工事	E - 04
福井県福井市花堂東2丁目411				幹線コンセント設備 1・10・PH階平面図(現況)	縮尺 A2=1:141 A3=1:200

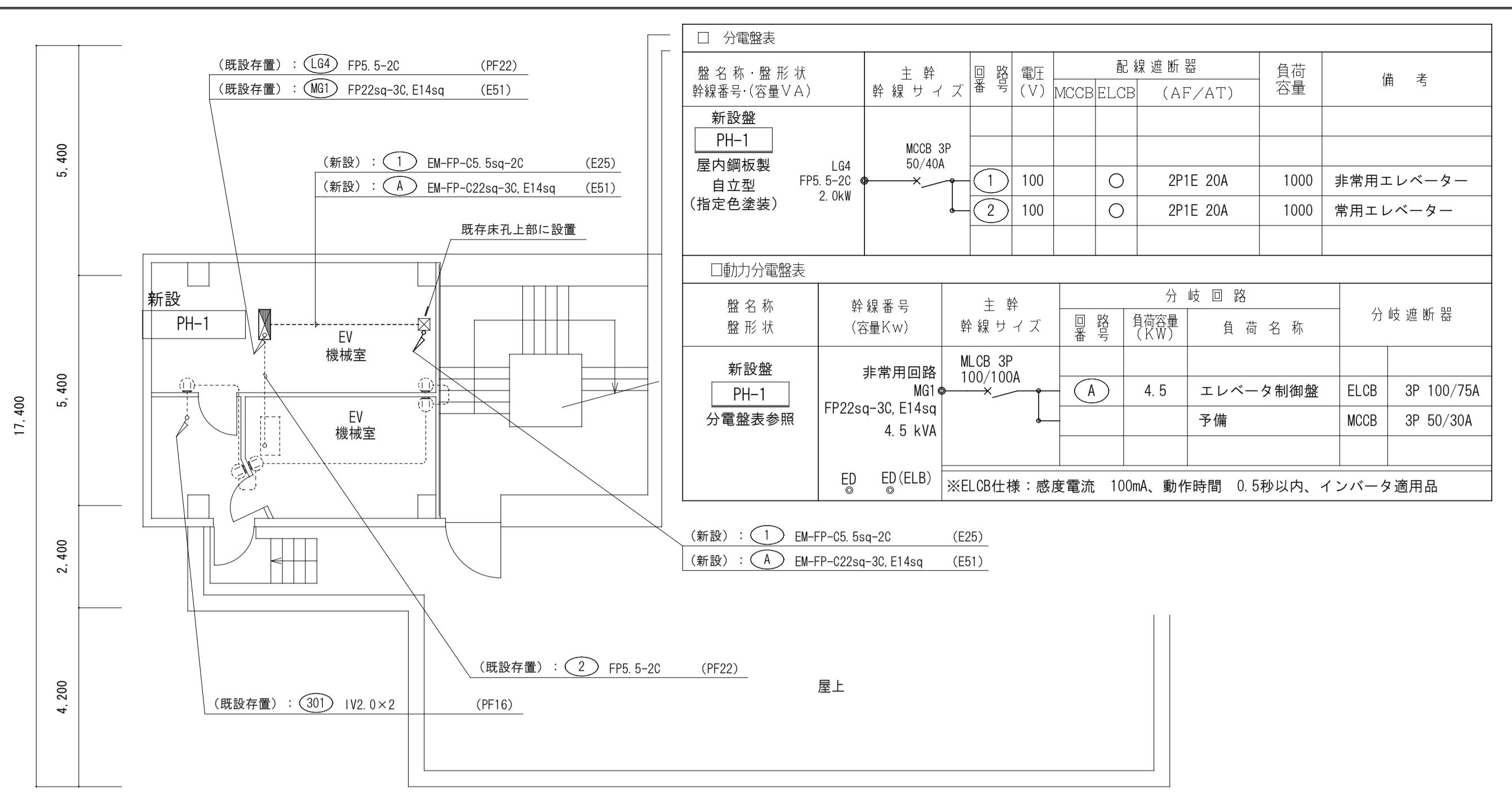


1階平面図（更新後） S:1/100

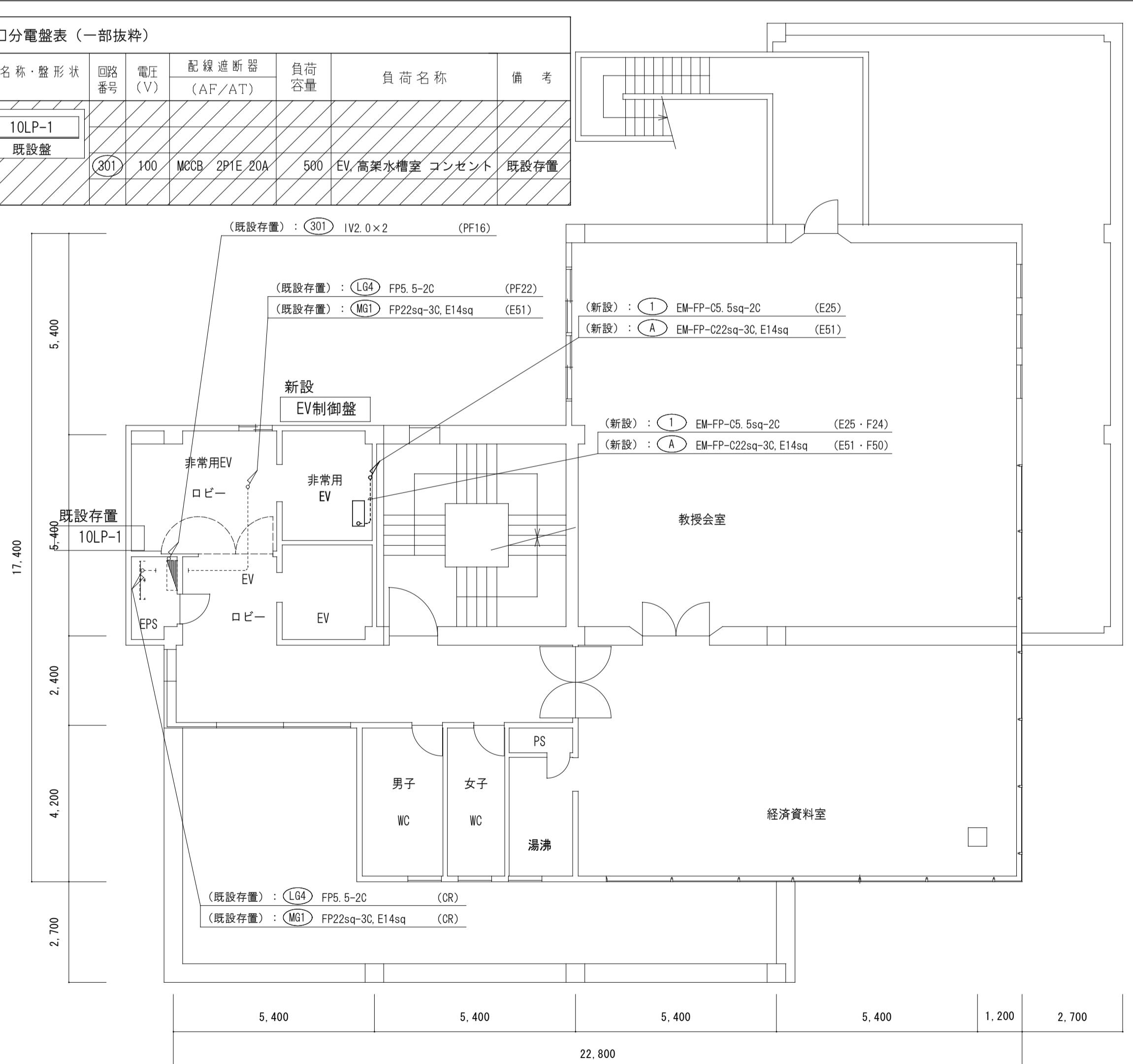
□分電盤表（一部抜粋）						
盤名称・盤形状	回路番号	電圧(V)	配線遮断器(AF/AT)	負荷容量	負荷名称	備考
非常電灯盤 既設盤	(L64)	100	MCCB 3P3E 50A	2,000	エレベータコジセント	既設存置
非常動力盤 既設盤	(M61)	200	MCCB 3P3E 100A	11,000	非常用EV制御盤	既設存置
1LP-1 既設盤	(108)	100	MCCB 2P1E 20A	400	廊下、EVビットコンセント	既設存置

凡 例	
■	電灯動力分電盤 (新設)
□	ブルボックス 400×400×200 鋼板製 (新設)
▨	電灯分電盤 (既設)
①	コンセント 2P15A×2 (既設)
②E	コンセント 2P15A×1+E (既設)
③E	コンセント 2P15A×2+E (既設)

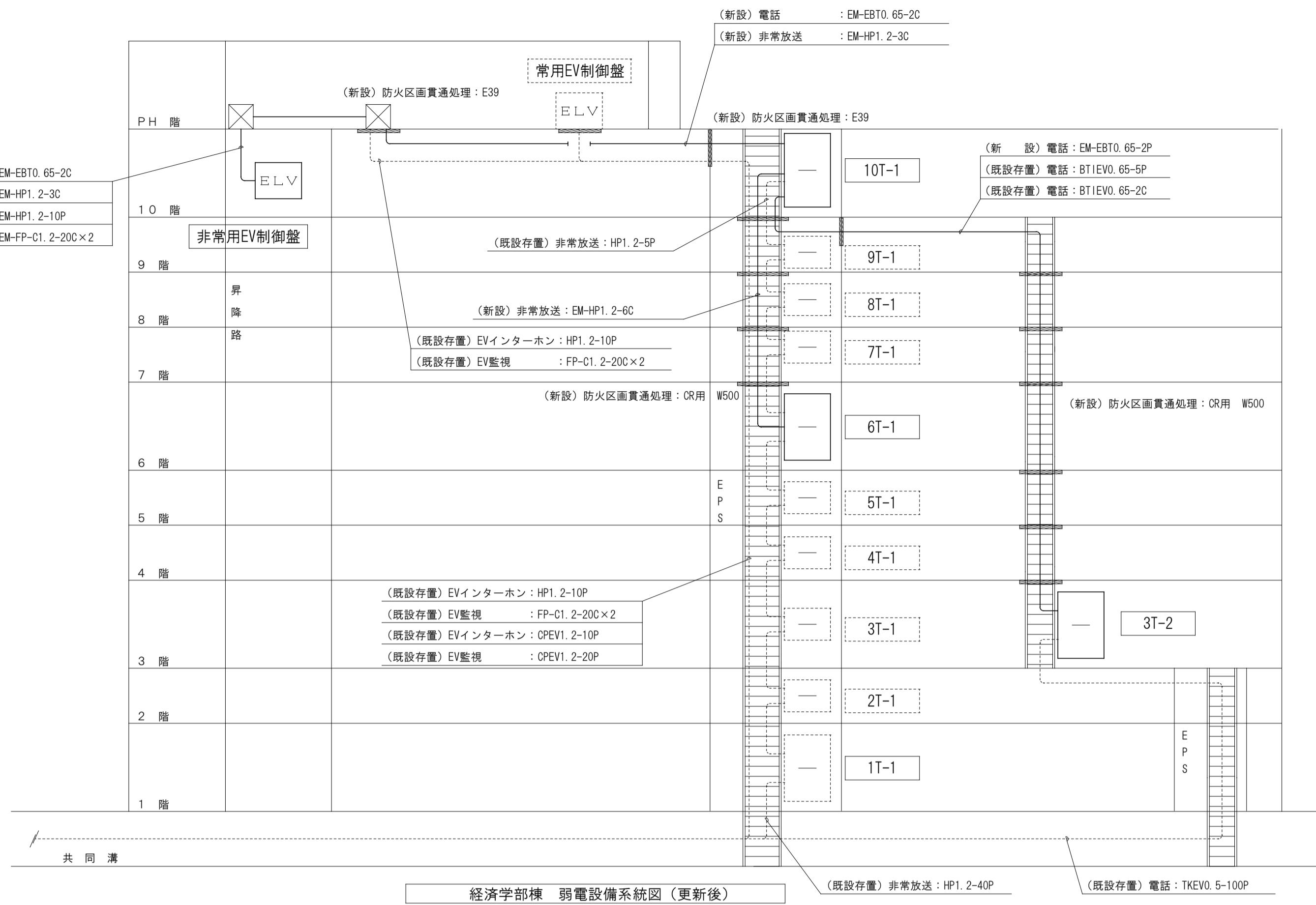
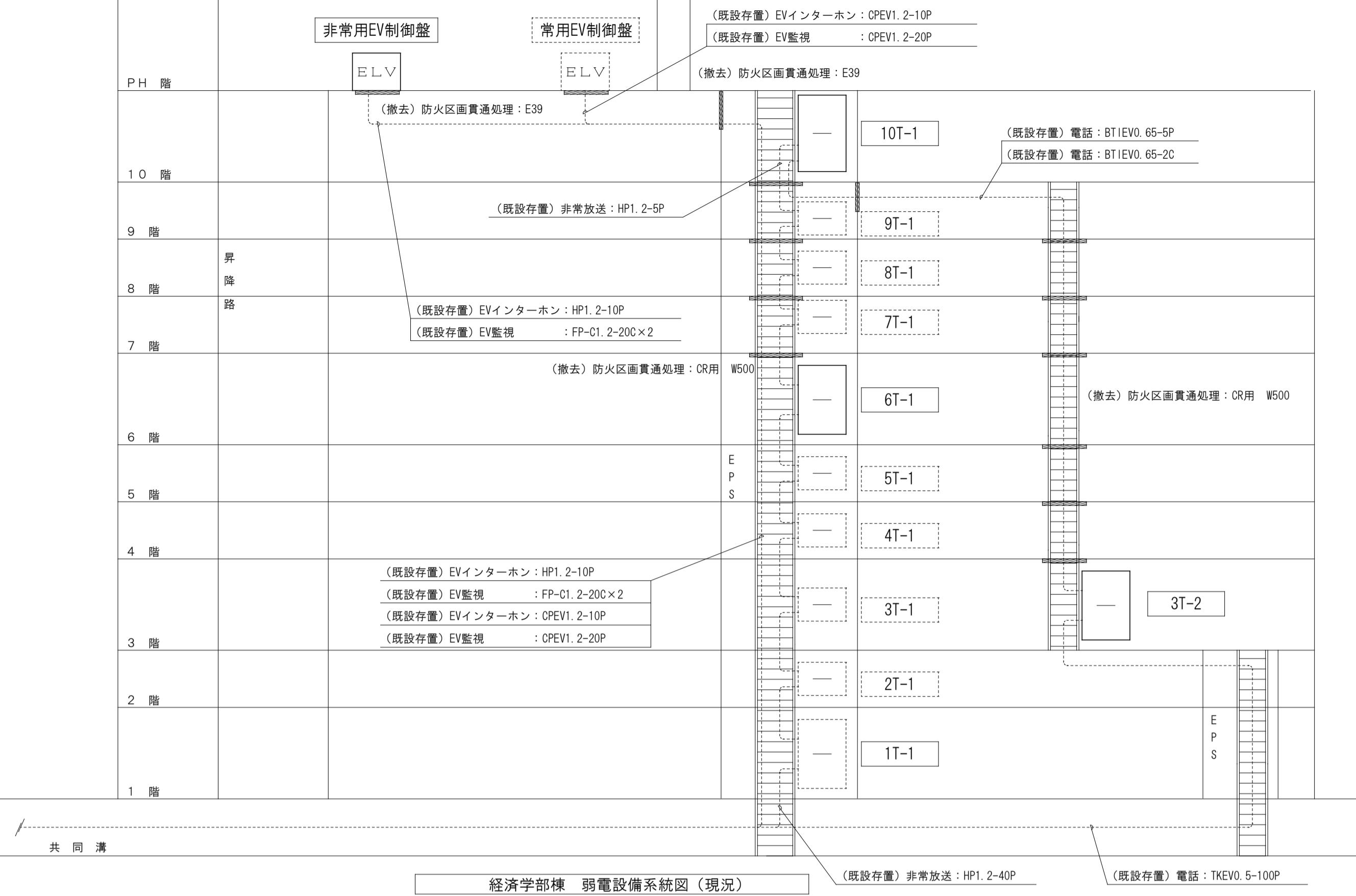
- 注 記
- 図中、特記なき配管・配線は下記による。
----- 新設配管配線（露出配管配線）を示す。
..... 存在配線及び機器類を示す。
 - 撤去・改修工事において、改修に限りの無い部分については現状の機能を損なわないよう十分に注意して施工を行うこと。
 - 既設回路を十分調査の上、施工のこと。
 - 図面に記載無くても施工に伴う必要な工事は全て本工事に含む。
 - 防火区画貫通処理材は国土交通大臣認定品による。



PH階平面図（更新後） S:1/100



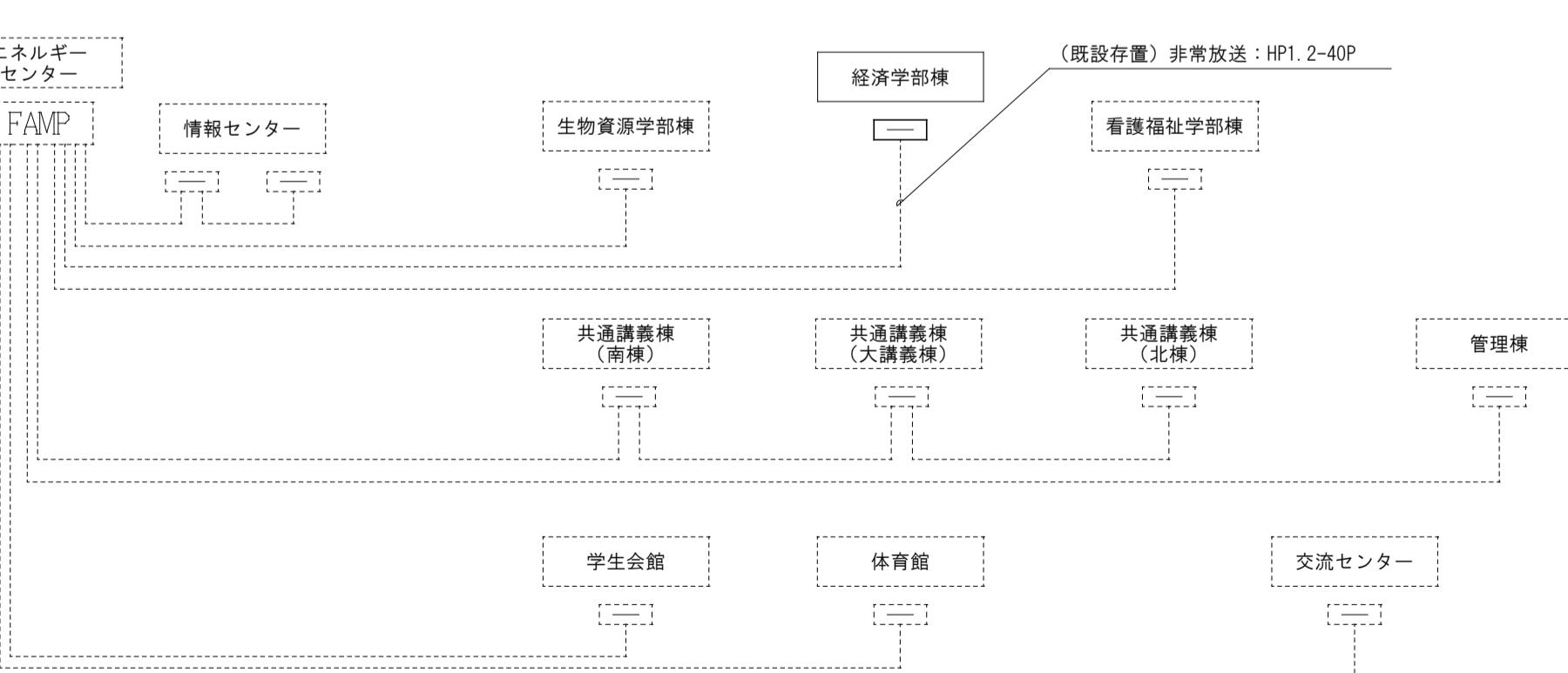
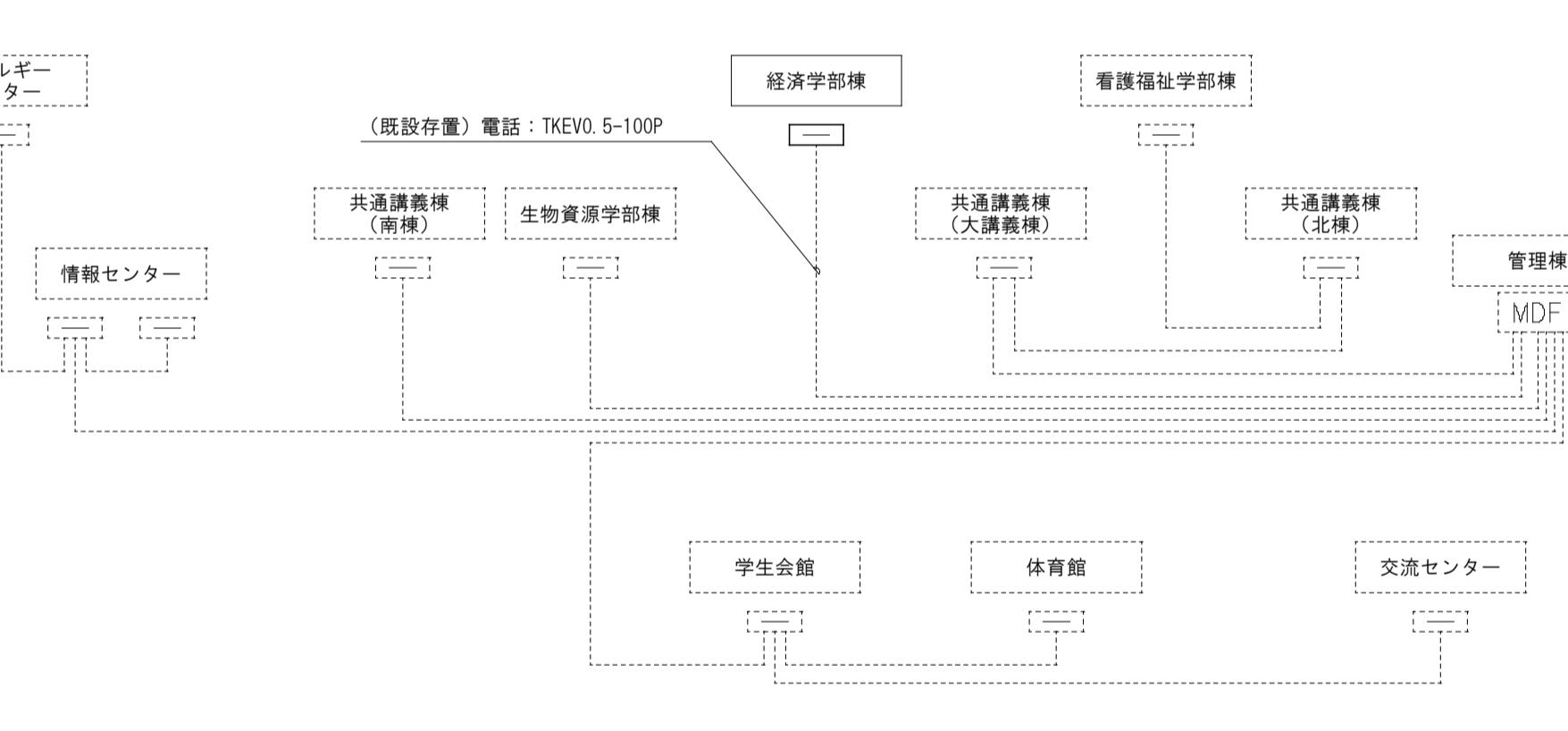
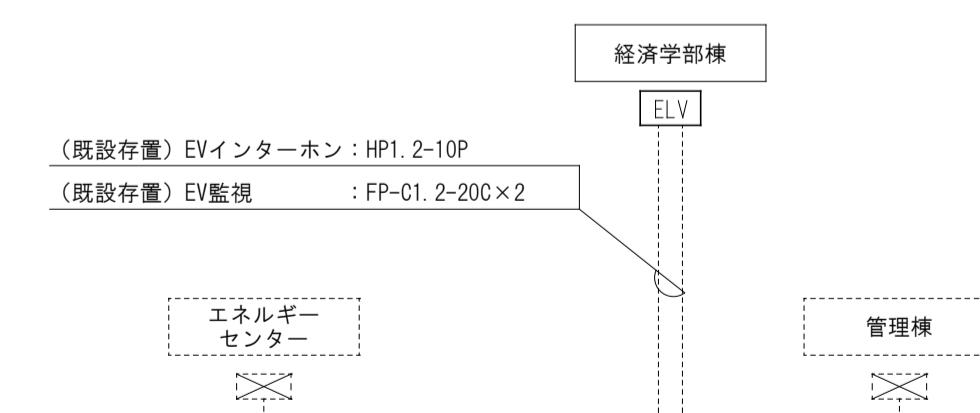
10階平面図（更新後） S:1/100



端子盤表（現況）	
既設端子盤 3T-2	電話: 使用中90P+予備10P
既設端子盤 6T-1	非常放送: 使用中18P+予備12P
既設端子盤 10T-1	電話: 使用中6P 非常放送: 使用中5P

端子盤表（更新後）	
既設端子盤 3T-2	電話: 使用中92P+予備8P
既設端子盤 6T-1	非常放送: 使用中21P+予備9P
既設端子盤 10T-1	電話: 使用中7P+予備1P 非常放送: 使用中6.5P+予備1.5P

※10T-1内の予備端子は常用EV更新（将来工事）用とする。



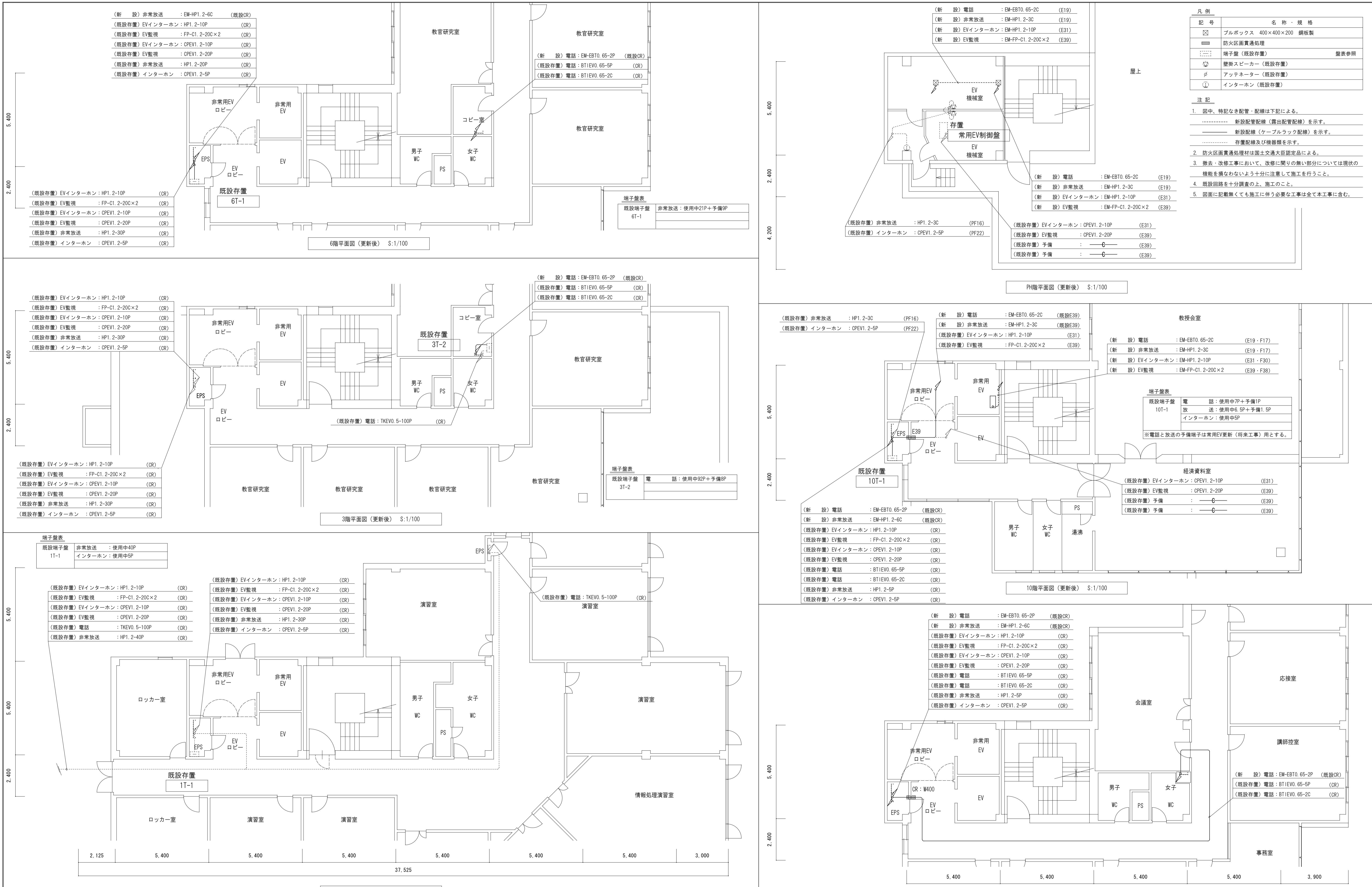


年度別	公立大学法人 福井県立大学		
R 2	第一分類 分類番号	第二分類	第三分類 審査
2年 6月			

凡 例	
記 号	名 称・規 格
■	防火区画貫通処理 撤去
□	端子盤 既設存置
△	壁掛スピーカー 既設存置
φ	アッセンブリー 既設存置
①	インターホン 既設存置

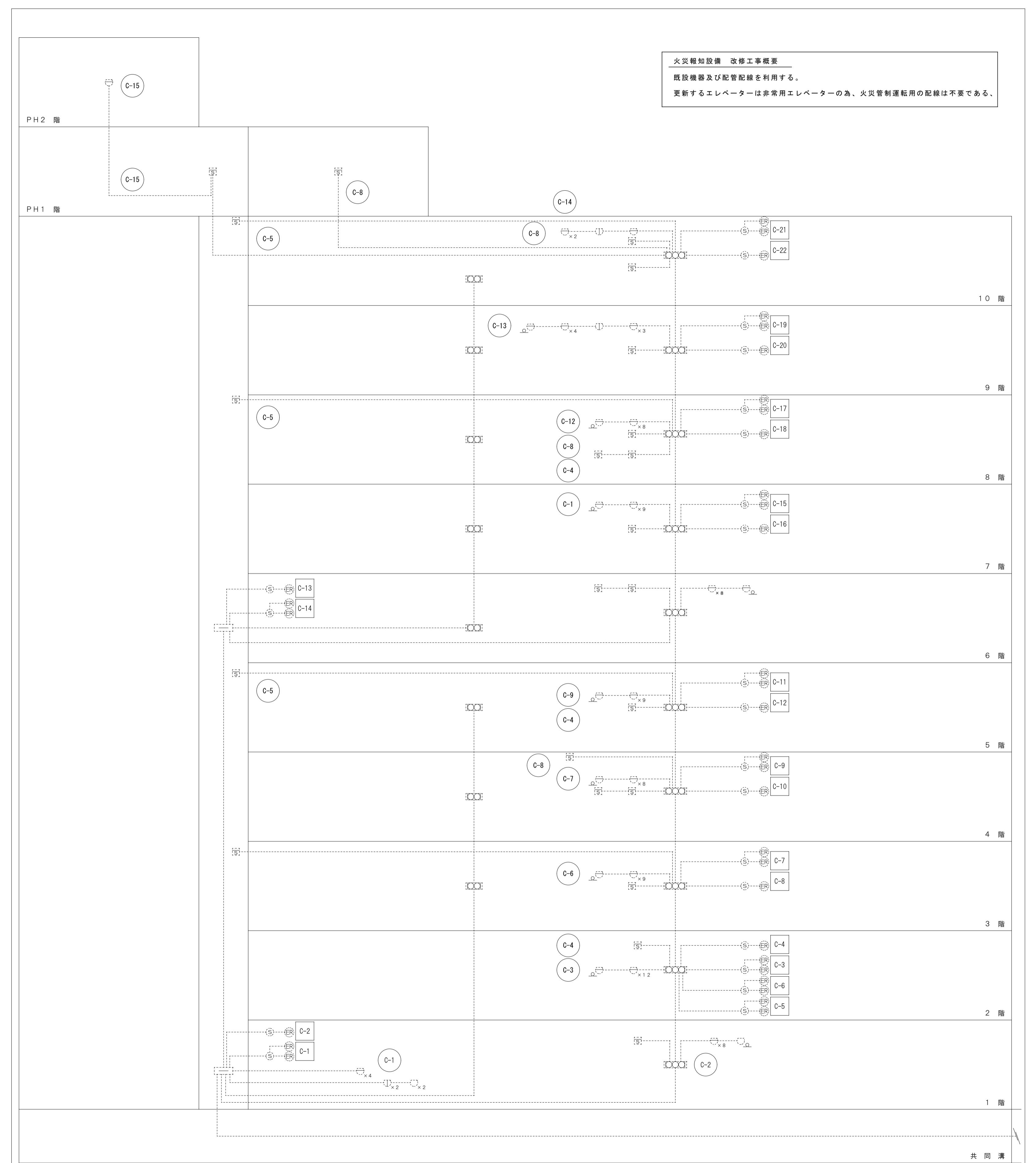
注 記

- 図中、特記なき配管・配線は下記による。
----- 存置配線及び機器類を示す。
- 撤去：改修工事において、改修に繋がる部分については現状の機能を損なわないよう十分に注意して施工を行うこと。
- 既設回路を十分調査の上、施工のこと。
- 図面に記載無くても施工に伴う必要な工事は全て本工事に含む。



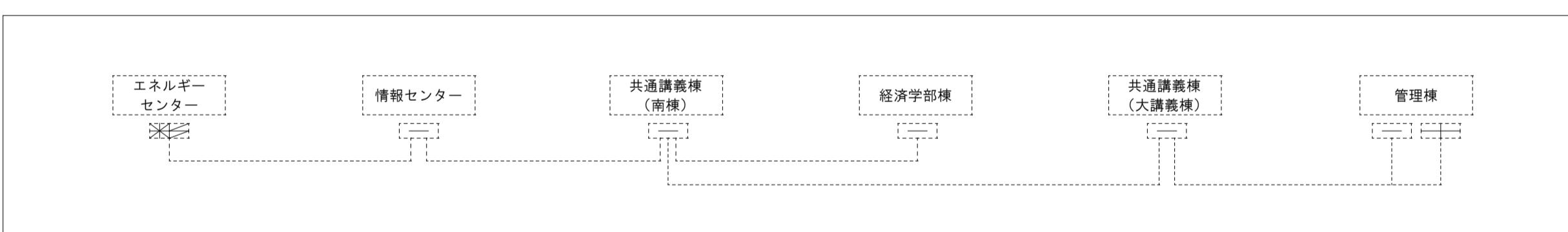
年度別	公立大学法人 福井県立大学		
R 2	第一分類 分類番号	第二分類	第三分類 審査
2年 6月			

会社名	環境システム設計	総括	設計	工事名称	図面番号
有隸会社	代表取締役 松山憲雄 福井県福井市花堂東2丁目411			永平寺キャンパス 経済学部棟 エレベータ更新工事	E - 08
図面名称	弱電設備 1・3・6・9・10・PH階平面図 (更新後)	縮尺	A2=1:141 A3=1:200		

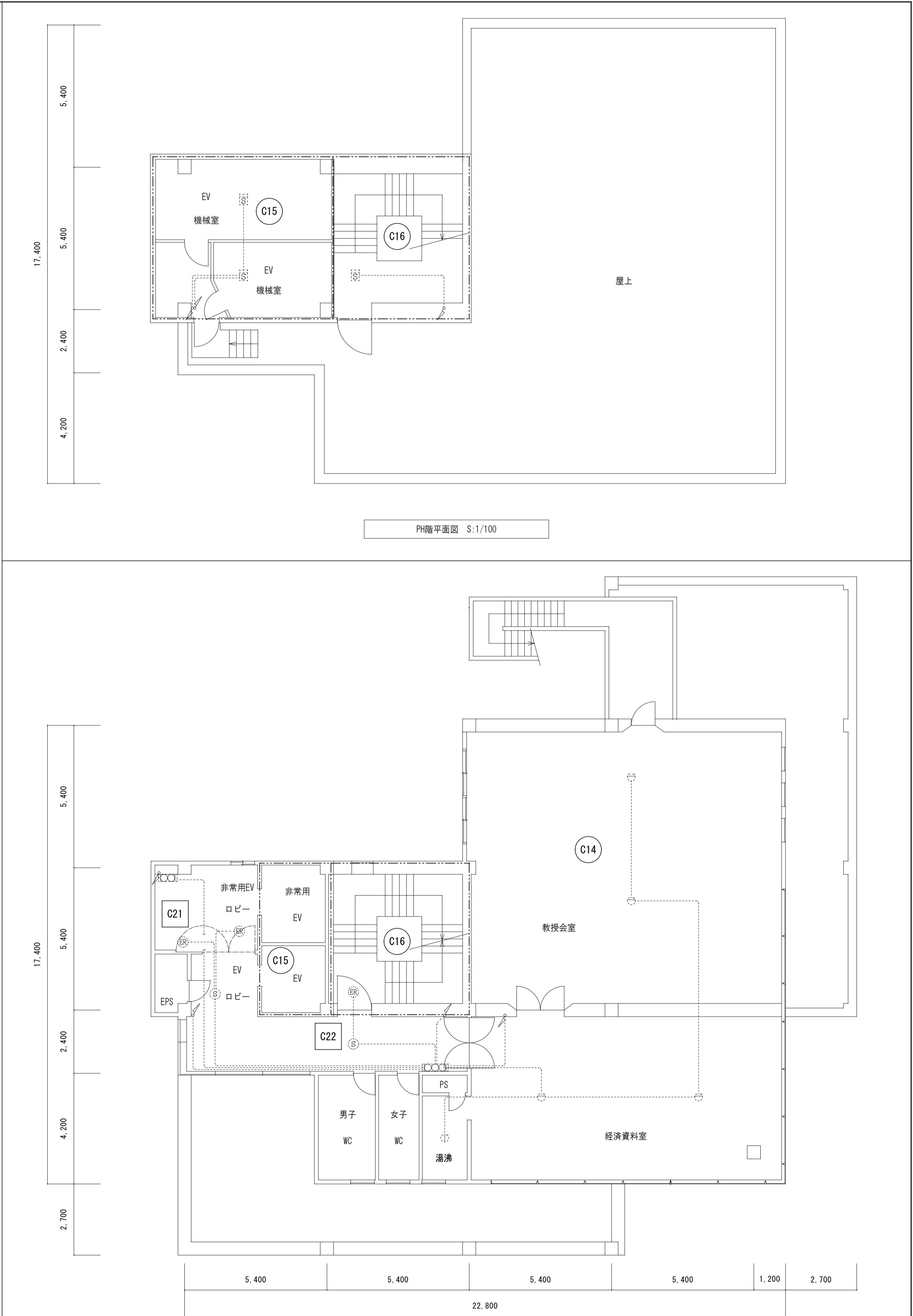


凡 例		名 称	摘 要
□	中 繼 器 盤		[既設]
○○○	機 器 収 容 箱	P(O)⑥ 収容	[既設]
P	発 信 機	R型用	[既設]
C	表 示 灯	AC 30V, 4.80mW, LED	[既設]
⑧	ベ ル	DC 24V, 1.5mA	[既設]
△	差 動 式 ス ポ ッ 特 型 感 知 器	2 種	[既設]
①	定 温 式 ス ポ ッ 特 型 感 知 器	1 種, 70°C, 防水型	[既設]
○	定 温 式 ス ポ ッ 特 型 感 知 器	1 種	[既設]
○	光 電 式 煙 感 知 器	2 種	[既設]
△	終 端 端		[既設]
○○○	機 器 収 容 箱	⑥⑥ 収容	[既設]
○	非 常 電 話 機		[既設]
○	光 電 式 煙 感 知 器	3 種, アナログ式	[既設]
○	自 動 閉 鎖 装 置	DC 24V	[既設]
△△△	複 合 盤		[既設]
△△△	副 表 示 機	注記参照	[既設]
-----	電 線 路	既設配線	
△△	立 上 げ 引 下 げ		
□	ジ ャ ン ク シ ョ ン ボ ッ ク ス		[既設]
---	警 戒 区 域 線		
(No)	警 戒 区 域 番 号	自火報用	
(No)	制 御 区 域 番 号	防火戸・防火シャッター用	

- 注 記**
- 【既設】複合盤仕様は下記とする。
G.R型：系統MAX 500回線以上
受信機 4桁×2窓（7セグメントLED）
・火災表示 4回線
防災連動制御盤 4桁×2窓（7セグメントLED）
・防排煙 4回線
警報メッセージ表示部
漢字・カナ・英数字・40文字×10行
バックライト付LCD
メンバーリス表示部
漢字プリント内蔵。（JIS第一水準・外字登録可能）
情報伝送式感知器接続可能とする。
 - 【既設】表示器は壁掛型とし、表示内容は主受信機に準ずる。
 - 【既設】ベルは出火階及び直上階、鳴動方式とする。
 - 【既設】夜間閉鎖する防火戸は手動で閉鎖された時、複合盤に表示を出す事とする。
上記時の警報は再鳴動方式とし、常時鳴動しないものとする。
 - 【既設】共同溝内はケーブルラック上配線とする。
 - 【既設】屋内消火栓ポンプ始動方式は発信機運動方式とする。
 - 【既設】複合盤は光電式分離型感知器接続可能とする。
 - 【既設】別途中央監視盤との取合についてはRS-232Cインターフェースにて接続可能とする。
 - 特記なき配管配線は下記参照。
既設配線（存置）



年 度 別	公立大学法人 福井県立大学			
R 2	第一分類	第二分類	第三分類	審査
2 年 6 月				



年度別	公立大学法人 福井県立大学		
R 2	第一分類 分類番号	第二分類	第三分類 審査
2年 6月			

有隣会社	環境システム設計	総括 設計			工事名称 永平寺キャンパス 経済学部棟 エレベータ更新工事	図面番号 E - 10
		代表取締役 松山憲雄 福井県福井市花堂東2丁目411	縮尺 A2=1:141 A3=1:200	図面名称 火災報知設備 1・10・PH階平面図(参考)		